

霧島錦江湾国立公園
(錦江湾地域)

指 定 書
及び
公園計画書

平成 30 年 8 月 10 日
環 境 省

霧島錦江湾国立公園
(錦江湾地域)

指 定 書

平成 30 年 8 月 10 日

環 境 省

目 次

1 指定理由	1
2 地域の概要	3
(1) 景観の特性	3
ア. 地形、地質	3
イ. 植生・野生生物	3
ウ. 自然現象	4
エ. 文化景観	4
(2) 利用の現況	5
(3) 社会的経済的背景	5
ア. 土地所有別（陸域）	5
イ. 人口及び産業	5
ウ. 権利制限関係	6
3 公園区域	10

1 指定理由

① 景観（同一風景形式中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地）

霧島錦江湾国立公園は、北西から南東方向に約30kmにわたり、大小20座を超す火山が連なった霧島火山群を中心とする「霧島地域」と、姶良カルデラ及び阿多カルデラに関係をもつ火山地形を中心とする「錦江湾地域」の2つの地域からなる。

「霧島地域」は、鹿児島県と宮崎県の県境に位置し、標高1,700mの韓国岳を最高峰として、コニーデ型火山の夷守岳、火口湖の大浪池、活動的な火山である新燃岳等多くの火山の集合体である霧島火山群を中心とし、火山地形の見本園のような、特異な景観を呈している。それを被う植生は、標高により暖帯から温帯にかけて森林が垂直的に分布し、また、火山活動等の影響によって山頂附近のミヤマキリシマ群落やえびの高原のアカマツ林が発達する等原始性の高い自然環境を有している。

「錦江湾地域」は、鹿児島県の南部に位置する錦江湾全体で、湾奥部の奥錦江湾地区、湾内に浮かぶ桜島を中心とする桜島地区、薩摩半島の先端部である指宿地区及び大隅半島の先端部である佐多岬を中心とする佐多地区の四地区に分けられる。

奥錦江湾地区は、姶良カルデラのカルデラ壁の一部である吉野や脇元、錦江湾最大の干潟を持つ重富海岸等、錦江湾やその背後にそびえる桜島と一体化した我が国随一の海域カルデラ景観を有している。

桜島地区は、姶良カルデラの南縁に位置し今なお活発な火山活動を続ける桜島を中心とし、全島溶岩流により成り立ち、錦江湾地域の景観の最大特徴となっている。

指宿地区は、阿多カルデラに関係をもつ鬼門平断層崖、成層火山の上に溶岩円頂丘をのせている開聞岳、カルデラ湖である池田湖の火山景観、干潮時に陸繫島となる知林ヶ島の海岸景観を有している。

佐多地区は、指宿地区と同じ阿多カルデラに関係を有する辻岳断層崖の景観を有し、佐多岬においては中生代から第三紀に堆積した四万十層群からなる山地が沈下し海食崖の景観を有している。

以上より、本国立公園は、20座を超す火山が連なった霧島火山群、今なお活発に火山活動を続ける桜島、成層火山の開聞岳、海域カルデラを含む錦江湾、姶良カルデラ及び阿多カルデラに関係をもつ断層崖、カルデラ湖や火口湖等、多様な火山活動により形成された原生的景観を風景形式とした、我が国を代表する傑出した自然の風景地である。

② 規模（区域面積が原則として3万ha以上 ※海岸・島嶼の場合は1万ha以上）

本国立公園の区域面積は74,460haである。そのうち霧島地域は20,386ha、錦江湾地域は54,074haである。

③ 自然性(原生的な景観核心地域が原則として約2,000ha以上 ※海岸の場合は、20km、島嶼の場合は1,000ha以上)

本国立公園の原生的な景観核心地域は、「霧島地域」では、韓国岳、高千穂峰、獅子戸岳、新燃岳等の霧島火山群が核心地域で、コニーデ型火山の甑岳や夷守岳、火口湖の六觀音池や大浪池等の典型的な火山地形と山頂部のミヤマキリシマ群落や山麓部のモミ、ツカ、アカマツの原生林は原始性が高く景観的にも優れており、その区域面積は2,372haである。

「錦江湾地域」では、火山噴出物に覆われた荒涼とした裸地と火山荒原植生地、大正及び昭和の噴火により流出した溶岩で形成された溶岩原を有する桜島、山頂に溶岩円頂丘を乗せる溶岩景観と森林景観を有する開聞岳、スダジイ及びアカガシを主とした常緑広葉樹の森林景観が優れる辻岳であり、その区域面積は2,589haである。

④ 利用（大人数による利用が可能）

本国立公園の利用は、「霧島地域」では、えびの高原や高千穂河原を拠点とした韓国岳、高千穂峰を始めとする霧島山群への登山、火口湖等を廻る自然探勝のほか、霧島温泉の温泉利用、霧島神宮の参拝等が主な利用である。

「錦江湾地域」では、奥錦江湾地区においては、カルデラ壁や桜島と一体となった海域カルデラ景観の風景鑑賞が主な利用である。桜島地区においては、鹿児島市街地を利用して拠点にしてフェリーを利用して桜島を訪れ、火山活動を続ける桜島の景観や、袴腰及び有村等の溶岩原の風景を鑑賞することが主な利用である。指宿地区では、開聞岳、池田湖、長崎鼻及び知林ヶ島等の興味地点があり、温泉保養及び風景観賞が主な利用である。佐多地区は、佐多岬及び雄川の滝が主たる興味地点であり、海岸探勝及び風景観賞が主な利用である。

以上より、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定について」（平成25年5月17日付け環自国発第1305171号環境省自然環境局長通知）の別添「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領」のうち「1 国立公園及び国定公園の候補地の選定」に掲げる各要件を満たしている。

また、本国立公園のテーマを「霧島山塊、錦江湾、桜島火山～巨大カルデラ群が育む雄大な自然と実りの海」とし、多様な火山地形と海域景観を中心に、そこに育まれた豊かな文化や温泉・食等の恵み、壮大な歴史と神話を楽しむことができる公園として、これら風致景観の保全と適切な利用を推進するものである。

2 地域の概要

(1) 景観の特性

ア. 地形、地質

奥錦江湾地区は、約2万9千年前の超巨大噴火に伴う大量の火山噴出物により地面が陥没してできた姶良カルデラに海水が流入することによって形成された錦江湾の奥部に当たり、その海域景観とともに、カルデラ壁の一部である吉野や脇元、若尊鼻、ユニークな形状の3つの小島からなる神造島、錦江湾最大の干潟を有する重富海岸を有する。

桜島地区は、姶良カルデラの南縁に位置する桜島を中心とし、全島溶岩流により成り立ち、本地区の景観の最大特徴となっている。桜島は開聞岳と同じく完新世の火山であり、頂上部には三個の噴火口を持っている。この火山の噴火の歴史は判明しているものだけでも西暦716年以来、実に25回に達し、これらの噴火に伴う溶岩流のうち文明（1471～1476）、安永（1779）、大正（1914）及び昭和（1946）の4溶岩流が顕著なものである。大正溶岩は鳥島を埋没させ、瀬戸海峡を埋め、桜島を大隅半島と陸続きとさせる等、幾多の噴火により島の地形は大きく変貌している。

指宿地区は、阿多カルデラの輪郭の一部を構成し10kmにわたり連続する鬼門平断層崖、成層火山の上に溶岩円頂丘をのせている開聞岳、独立したカルデラ湖であり九州最大の湖である池田湖、火口湖である鰐池、鏡池等のほか、干潮時に陸繫島となる知林ヶ島の海岸景観が見られる。

佐多地区は、指宿地区と同じく阿多カルデラ壁の一部である花崗岩の辻岳断層崖のほか、阿多火砕流によって形成された溶結凝灰岩台地を挟った雄川の渓谷景観を有している。本土最南端に当たる佐多岬では、中生代から第三紀に堆積した四十万層群からなる山地が沈下した断崖や、黒潮の波に侵食された海食崖の景観が見られる。

イ. 植生・野生生物

奥錦江湾地区では、錦江湾最大の干潟である重富干潟において、コメツキガニやハクセンシオマネキなど多種多様な生き物が確認されているほか、クロツラヘラサギをはじめとする多くの希少な野鳥が飛来する。また、海底の若尊海山周辺では、噴出する火山ガスを栄養源として生活するサツマハオリムシが生息する。姶良カルデラ壁の陸域においては、吉野に国指定の天然記念物のキイレツチトリモチの自生地がある。

桜島地区では、北西部の海岸沿いにアコウ群が見られるほか、噴火年代の異なる溶岩原に、遷移段階の異なる植生が形成されている。イタドリ、ススキ、クロマツ、

タブノキまでが徐々に進入していく様子など遷移段階が観察できる学術的にも貴重な植生である。また、高峠ではサタツツジが自生している。

指宿地区は、北限種や南限種が見られることが特徴で、指宿の田良から潟口にかけての海浜には、南方系植物のグンバイヒルガオ群落が、鬼門平にはタムラソウ、オオバショウマ、ヒゴスマレ等の北方系植物が見られる。また、当該地区には、シユロソウの県内唯一の自生地が見られる。竹山は、野生のソテツに全山覆われているが、同時に北方系のノハラクサフジ、キキョウラン及びナガサキマンネングサ等が見られ、北方系と亜熱帯系の植物がともに生育する珍しい場所である。開聞岳は、山頂が雲帶林となっており、ヨウラクラン、ムギラン、ミヤマウズラが樹上に、ギボウシラン、ナツエビネが岩上に着生している。池田湖、鰐池はベニトンボの貴重な生息地となっているほか、ひょうたん池にはベッコウトンボが生息している。

佐多地区では亜熱帯植物が連続して生育している。特に佐多岬ではフカノキ、ホルトノキ、モクタチバナ等が高木層を形成している。林床にはアオノクマタケラン、オオイワヒトデ、クワズイモが優占し、当該地を北限とするシマウリノキ、ホルトカズラ等の南方系植物が見られ、亜熱帯樹林の様相を呈している。また、海岸の断崖等のソテツ自生地及び、辺田地区のヘゴ自生北限地帯は、国指定特別天然記念物に指定されている。辻岳には、サタツツジが多く、スダジイ、アカガシを中心とした常緑広葉樹林でモクレイシ、ヘツカニガキ等も見られる。野首岳には、ヒカゲツツジ、シマサクラガンビ、オンツツジ等の植物が見られる。辻岳や野首岳は、サシバなど各種の渡り鳥の「渡り」の要所となっている。

海中には、黒潮の影響を受けて、色鮮やかな石サンゴ類やトサカ類、チョウチョウウオ、ソラスズメダイ等の亜熱帯性の魚類が豊富に見られ、佐多及び桜島に海域公園地区が指定されている。また、錦江湾内にはミナミハンドウイルカをはじめとしたイルカ類が2~300頭程度、定住・回遊している。

ウ. 自然現象

重富海岸では大潮の干潮時に錦江湾で最も広大な干潟が出現する。桜島は我が国で最も活発に活動している火山であり、爆発による噴煙や火山灰の放出をはじめとする各種の火山現象が日常的に見られる。また、桜島の北側海底部では噴火活動に伴う火山ガスの噴出により、「たぎり」と呼ばれる気泡を海面で観察することができる。指宿地区は、指宿、鰐、開聞、山川など温泉が豊富であり、特に鰐池では、噴気噴湯などの地熱現象が顕著である。

エ. 文化景観

桜島火山は、過去何回も大噴火により人命や財産に多大の損害をもたらしたが、その災害の証として、大正(1914)の噴火による黒神の埋没鳥居や当時の惨状を伝

える碑などがある。

吉野には、桜島を借景にした名園、磯庭園がある。

開聞岳は、その美しい山容から「薩摩富士」と称され親しまれ、指宿地区の強力なランドマークとなっている。

（2）利用の現況

錦江湾奥地区においては、カルデラ壁や桜島と一体となった錦江湾の海域カルデラ景観の風景鑑賞、干潟や岩礁における探勝や海水浴、釣り等の水辺の自然体験、磯庭園及び集成館の観覧が主要な利用形態となっている。

桜島地区においては、鹿児島市街地を利用拠点にしてフェリーを利用して桜島を訪れる利用が大部分を占めており、近年は海外からの利用客も増加している。湯ノ平や有村等からの桜島の景観や火山活動の風景鑑賞が主な利用であり、袴腰を中心とした地域では火山活動を体験するエコツアープログラムの展開が、海域ではシーカヤック等の利用が見られる。

指宿地区においては、指宿温泉、池田湖、開聞岳及び長崎鼻など従来からの観光拠点における温泉保養や風景鑑賞に加え、陸繫島で干潮時に渡島ができる知林ヶ島の自然探勝や、九州自然歩道を活用した自然探勝の利用も増加し、火山、温泉、湖沼、海岸等変化に富んだ景観と亜熱帯性の気候と植生から醸しだされる南国の明るい雰囲気を求めての通年型利用がなされている。

佐多地区においては、本土最南端の佐多岬と雄川の滝が主たる興味地点であり、亜熱帯性植物と黒潮が洗う海岸の勇壮な断崖景観は第一級で、海岸探勝、風景探勝の適地であり、海域公園地区においては半潜水艇による海中景観の探勝利用も行われている。

（3）社会的経済的背景

ア. 土地所有別（陸域）

国有地 1,748ha

公有地 3,104ha

私有地 11,363ha

イ. 人口及び産業

（平成27年国勢調査）

市町名	世帯数（世帯）	人口（人）
鹿児島市	270,269	599,814
（上記のうち桜島内）	1,505	3,336
霧島市	54,334	125,857

姶良市	31,435	75,173
垂水市	6,988	15,520
指宿市	18,509	41,831
南大隅町	3,559	7,542

ウ. 権利制限関係

(ア) 保安林

(面積 : ha)

種類	位置	重複面積
水源かん養	姶良市地内	107.7
土砂流出防備	鹿児島市地内	64.8
	鹿児島市桜島町地内	378.7
	鹿児島市 白岳国有林内	12.1
	鹿児島市 御岳国有林内	49.8
	鹿児島市 松ヶ嶽国有林内	26.6
	鹿児島市 横平国有林内	8.7
	鹿児島市 高岩国有林内	6.2
	鹿児島市 黒土ノ平国有林内	23.6
	鹿児島市 上床国有林内	19.9
	垂水市地内	5.9
	指宿市地内	0.1
	指宿市開闢地内	13.6
	指宿市山川地内	21.9
	肝属郡南大隅町根占地内	81.4
	肝属郡南大隅町佐多地内	5.4
土砂崩壊防備	鹿児島市地内	4.5
	鹿児島市桜島町地内	0.1
	垂水市地内	5.1
	指宿市地内	2.3
	指宿市開闢地内	2.8
	指宿市山川地内	8.4
	肝属郡南大隅町根占地内	0.6
	肝属郡南大隅町佐多地内	0.3
防風	鹿児島市地内	48.5
	姶良市地内	0.1
	指宿市山川地内	0.3

	肝属郡南大隅町佐多地内	3.1
	肝属郡南大隅町 前平国有林内	1.3
潮害防備	指宿市地内	4.2
	指宿市山川地内	32.9
	指宿市 長山国有林内	4.0
	指宿市 濁山国有林内	1.0
干害防備	肝属郡南大隅町根占	1.3
	肝属郡南大隅町 烏賊ノ浦国有林内	2.7
	肝属郡南大隅町 馬籠下岳国有林内	5.4
落石防止	姶良市地内	0.7
魚つき	肝属郡南大隅町根占地内	15.2
	肝属郡南大隅町佐多地内	59.5
	肝属郡南大隅町 宮ノ尾国有林内	0.6
	肝属郡南大隅町 河保谷西平国有林内	0.3
	肝属郡南大隅町 小立目国有林内	2.2
	肝属郡南大隅町 恵比須平国有林内	1.1
保健	指宿市開闢地内	3.6
	指宿市 開闢嶽（十町）国有林内	350.9
	指宿市 開闢嶽（川尻）国有林内	295.1
	肝属郡南大隅町 辺田国有林内	161.7
保健・魚つき	指宿市開闢地内	1.8
	指宿市 開闢嶽（十町）国有林内	4.6
	指宿市 脇崎ノ上国有林内	21.8
	肝属郡南大隅町佐多地内	1.1
	肝属郡南大隅町 黒瀬国有林内	45.1
	肝属郡南大隅町 山瀬国有林内	5.2
	肝属郡南大隅町 御寄国有林	67.1
保健・潮害	指宿市開闢地内	13.1
	指宿市山川地内	9.0
保健・防風	姶良市地内	1.2
	指宿市山川地内	1.1
風致	鹿児島市地内	45.5
	垂水市地内	4.0

(イ) 鳥獣保護区

(面積 : ha)

名 称	位 置	重複面積	指定年月日
西桜島鳥獣保護区	鹿児島市	1,060	平 24. 11. 1
磯鳥獣保護区	鹿児島市	205	平 28. 11. 1
沖小島鳥獣保護区	鹿児島市	5 [特保 5]	平 29. 11. 1 [平 29. 11. 1]
池田湖鰐池鳥獣保護区	指宿市	1,713	平 26. 11. 1
長崎鼻鳥獣保護区	指宿市	400 (海域含む)	平 28. 11. 1
山川小学校鳥獣保護区	指宿市	35	平 24. 11. 1
魚見岳・知林ヶ島鳥獣保護区	指宿市	301	平 24. 11. 1
高峠鳥獣保護区	垂水市	23	平 29. 110. 1
江之島鳥獣保護区	垂水市	10	平 27. 11. 1
根占鳥獣保護区	南大隅町	76	平 28. 11. 1
佐多岬鳥獣保護区	南大隅町	1,118 [特保 157] (海域含む)	平 24. 11. 1 [平 24. 11. 1]

(ウ) 史跡名勝天然記念物

区 分	名 称	位 置	指定年月日
国指定史跡	鹿児島紡績所跡	鹿児島市吉野町磯	昭 34. 2. 25
	旧集成館附寺山炭窯 跡 関吉の疎水溝	鹿児島市吉野町磯	昭 34. 2. 25
	佐多旧薬園	肝属郡南大隅町佐多伊座敷	昭 7. 10. 19
	大口筋 白銀坂 龍 門司坂	姶良市姶良町大字脇元	平 18. 7. 28
国指定名勝	仙巖園附花倉御仮屋 庭園	鹿児島市吉野町磯	昭 33. 5. 15
県指定名勝	桜島	鹿児島市桜島町	昭 29. 3. 15
国指定特別 天然記念物	鹿児島県のソテツ自 生地	指宿市山川町、肝属郡南大隅町	昭 27. 3. 29
国指定天然 記念物	キイレツチトリモチ 産地	鹿児島市吉野町	大 10. 3. 3
	ヘゴ自生北限地帯	肝属郡南大隅町	大 15. 10. 27

県指定天然記念物	伏目海岸の池田火碎 流堆積物と噴氣帶	指宿市山川福元	平 26. 4. 22
	特殊羊歯及び蘚類の 自生地	鹿児島市東桜島町	昭 35. 6. 20
	噴火により埋没した 鳥居及び門柱	鹿児島市黒神町	昭 33. 4. 28
	縄状玄武岩	指宿市開聞脇浦花瀬崎	昭 29. 5. 24

(エ) その他

海岸保全区域

(単位 : km)

区分	位置	重複延長
農林水産省農村 振興局・水産庁 所管	鹿児島市地内	0.9
	指宿市地内	2.3
	垂水市地内	3.1
	霧島市地内	8.3
	姶良市地内	6.1
	肝属郡南大隅町地内	0.9
国土交通省河川 局所管	鹿児島市地内	7.5
	指宿市地内	7.4
	垂水市地内	8.6
	霧島市地内	6.9
	姶良市地内	0.5
	肝属郡南大隅町地内	2.6
国土交通省港湾 局所管	鹿児島市地内	1.3
	指宿市地内	2.4
	垂水市地内	0.6
	霧島市地内	0.3
	肝属郡南大隅町地内	0.7

3 公園区域

霧島錦江湾国立公園（錦江湾地域）の公園区域を次のとおりとする。

(表1：公園区域（陸域）表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鹿児島県	【奥錦江湾地区】 鹿児島市 吉野町の一部	545
	霧島市 隼人町真孝、隼人町野久美田、国分敷根及び福山町 福山の各一部	89
	姶良市 大字脇元及び大字平松の各一部	247
	【桜島地区】 鹿児島市内 国有林南薩森林計画区 86 林班の一部	
	鹿児島市 有村町、黒神町、高免町、桜島小池町及び桜島横山 町の全部並びに野尻町、東桜島町、古里町、持木町、 桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島白浜町、桜島武町、 桜島西道町、桜島藤野町、桜島二俣町及び桜島松浦町 の各一部	6,737
	垂水市 大字海瀬の一部	47
	垂水市 大字中俣の一部	23
	【指宿地区】 指宿市内 国有林南薩森林計画区 1 林班及び 2 林班の全部並び に 85 林班の一部	
	指宿市 大字池田、大字岩本、大字十町、大字西方、大字東 方、大字山川小川、大字山川大山、大字山川岡児ヶ 水、大字山川利永、大字山川成川、大字山川浜児ヶ 水、大字山川福元、大字開聞上野、大字開聞川尻、大 字開聞十町及び大字開聞仙田の各一部	5,072

	【佐多地区】	3, 459	
	肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区 81 林班の全部並びに 82 林 班、83 林班、3131 林班及び 3132 林班の各一部 肝属郡南大隅町 根占川北、根占川南、根占辺田、根占山本、佐多伊 座敷及び佐多馬籠の各一部		
合 計		小計	16, 219
合 計			16, 219

(表2：公園区域（海域）表)

区 域	面積 (ha)
鹿児島県鹿児島市、霧島市、姶良市、垂水市、指宿市、肝属郡南大隅 町の地先海面の一部	37, 855
合 計	37, 855

霧島錦江湾国立公園
(錦江湾地域)

公園計画書

平成 30 年 8 月 10 日

環境省

目 次

1 基本方針	1
2 規制計画	3
(1) 保護規制計画	3
ア 特別地域	3
(ア) 特別保護地区	5
(イ) 第1種特別地域	9
(ウ) 第2種特別地域	12
(エ) 第3種特別地域	19
イ 海域公園地区	23
ウ 関連事項	26
(ア) 採取等規制植物	26
(イ) 捕獲等規制動植物及び区域	30
(ウ) 普通地域	32
オ 面積内訳	33
3 事業計画	35
(1) 施設計画	35
ア 利用施設計画	35
(ア) 集団施設地区	35
(イ) 単独施設	36
(ウ) 道路	42
a 車道	42
b 歩道	44
(エ) 運輸施設	47
4 参考事項	48
(1) 過去の経緯	48

1 基本方針

霧島錦江湾国立公園の錦江湾地域は、今なお活発に火山活動を続ける桜島、成層火山の開聞岳のほか、我が国随一の海域カルデラ景観を有する錦江湾、点在するカルデラ湖や火口湖、カルデラ壁等、多様な火山活動により産み出された原生的景観を有している。

本地域においては、これらの火山地形や海域景観を鑑賞する登山、自然探勝や温泉利用が主体となっている。

この誇るべき貴重な風致景観を保護し、その適切な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定めることとする。

(1) 保護に関する方針

- ア. 錦江湾地域は、桜島や開聞岳等の火山、池田湖等のカルデラ湖や火口湖、各カルデラに関する断層崖等の各種火山地形を有し、また、指宿地区及び佐多地区においては、優れた亜熱帯植物景観を有するので、これらの保護に重点をおき計画するものとする。
- イ. 奥錦江湾地区においては、吉野、脇本のカルデラ壁や重富海岸、神造島、若尊鼻について、現景観の保護につとめるものとする。
- ウ. 桜島地区においては、山頂部周辺及び景観の最大特徴である熔岩流のうち、最も新しい昭和、大正溶岩の大部分の地域について特別保護地区を計画し厳正な保護をはかるとともに、周辺部や高峠についても現景観の保護につとめるものとする。
- エ. 指宿地区においては、開聞岳中腹より上部を特別保護地区に計画する。また、鬼門平断崖、池田湖、鰐池、竹山、長崎鼻、知林ヶ島等についても現景観の保護につとめるものとする。
- オ. 佐多地区においては、佐多岬付近のソテツ、ビロウ等の亜熱帯性植物景観と、辻岳周辺の常緑広葉樹林の保護に重点を置くものとする。また、辻岳断層崖や雄川の滝についても現景観の保護につとめるもとする。

(2) 利用に関する方針

- ア. 奥錦江湾地区については、それぞれの視点場から錦江湾や桜島の風景を観賞することが主体となるため、磯、寺山、重富海岸等の園地の計画整備に重点をおく。
- イ. 桜島地区については、その景観特色である各熔岩流の探勝が主体となるため、基幹ルートとなる島の周辺道路の整備と昭和、大正溶岩流を大観する車道及びこれに附帯する園地、駐車場等の計画整備に重点をおくものとする。なお、山頂部については、噴火の危険性を踏まえ、南岳を中心とし半径2キロ以内に利用施設は設けない。また、利用拠点は鹿児島市街地となることから、集団施設地区は計画しない。

- ウ. 指宿地区については、指宿、長崎鼻、開聞岳、池田湖を結ぶ車道を基幹ルートとし、沿線利用施設の適正な配置を目途とする。指宿においては集団施設地区を計画する。
- エ. 佐多地区については、佐多岬の園地及び車歩道等、雄川の滝における園地等の計画整備に重点をおくほか、他の施設は極力設けないものとする。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鹿児島県	【奥錦江湾地区】 鹿児島市 吉野町の一部	545
	霧島市 隼人町真孝、隼人町野久美田、国分敷根及び福山町福山の各一部	89
	姶良市 大字脇元及び大字平松の各一部	232
	【桜島地区】 鹿児島市内 国有林南薩森林計画区 86 林班の一部 鹿児島市 有村町、黒神町、高免町、野尻町、東桜島町、古里町、持木町、桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島小池町、桜島白浜町、桜島武町、桜島西道町、桜島藤野町、桜島二俣町、桜島松浦町及び桜島横山町の各一部	6,442
	垂水市 大字海潟の一部	47
	垂水市 大字中俣の一部	23

	<p>【指宿地区】</p> <p>指宿市内</p> <p>国有林南薩森林計画区 1 林班及び 2 林班の全部 並びに 85 林班の一部</p> <p>指宿市</p> <p>大字池田、大字岩本、大字十町、大字西方、大字東方、大字山川小川、大字山川大山、大字山川岡児ヶ水、大字山川利永、大字山川成川、大字山川浜児ヶ水、大字山川福元、大字開聞上野、大字開聞川尻、大字開聞十町及び大字開聞仙田の各一部</p>		4, 923
	<p>【佐多地区】</p> <p>肝属郡南大隅町内</p> <p>国有林大隅森林計画区 81 林班の全部並びに 82 林班、83 林班、3131 林班及び 3132 林班の各一部</p> <p>肝属郡南大隅町</p> <p>根占川北、根占川南、根占辺田、根占山本、佐多伊座敷及び佐多馬籠の各一部</p>		2, 941
		小計	15, 242
	合 計		15, 242
		国	1, 746
		公	3, 071
		私	10, 425

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表2：特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鹿児島県	【桜島地区】 鹿児島市内 国有林南薩森林計画区 86 林班の一部 鹿児島市 有村町、黒神町、高免町、野尻町、東桜島町、 持木町、桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島小池 町、桜島白浜町、桜島武町、桜島西道町、桜島藤 野町、桜島二俣町、桜島松浦町及び桜島横山町の 各一部	2,158
	【指宿地区】 指宿市内 国有林南薩森林計画区 1 林班及び 2 林班の各一 部	219
	【佐多地区】 肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区 81 林班の全部並びに 82 林班、83 林班及び 3132 林班の各一部 肝属郡南大隅町 佐多馬籠の各一部	212
	合 計	2,589
		国 815
		公 228
		私 1,546

(表3：特別保護地区内訳表)

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
桜島山頂	鹿児島県鹿児島市内 国有林南薩森林計画区86林班 の一部	本地區は、北岳、中岳、南岳の三岳を包含する桜島の山頂部である。南岳火口は、現在でも活発に噴火を繰り返している。全域裸地で荒涼とした火山景観を呈している。	405

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
桜島東溶岩原	鹿児島県鹿児島市有村町及び黒神町の各一部	<p>大正（1914年）及び昭和（1946年）の噴火により、桜島の東側に流出した溶岩で形成された溶岩原である。</p> <p>大正の噴火で鍋山（359m）周辺から流出した溶岩は、瀬戸戸、脇、有村の三つの部落を埋没し、瀬戸海峡を埋め大隅半島を連絡した。この溶岩流上には蘚苔類、クロマツ等が侵入しつつあり、植生遷移の初期の過程が観察できることから学術上も重要な地区でもある。昭和の噴火による溶岩は、鍋山の上部で2分し、一つは黒神部溶落の一部を埋没させ海面を埋め、黒神の北側に広大な溶岩原をつくり、もう一つの溶岩流れは、鍋山川に沿つて流出した。また身代湾に浮かぶ新島などの小島は、安永の噴火の時に溶岩が海底の一部を持ち上げて生じたものである。これらの溶岩流は、本公園を代表する景観を構成している。</p>	1,225
桜島西溶岩原	鹿児島県鹿児島市桜島赤生原町、桜島小池町、桜島横山町、桜島赤水町及び野尻町の各一部	<p>桜島の西山腹から流出した大正（1914年）溶岩に被われた広大な溶岩原であり、黒神、有村の溶岩原と共に、本公園を代表する景観を構成している。この地区は、桜島の利用拠点である袴腰に近く、また地形も火山活動や溶岩景観の観察や展望等の利用に適していることから、公園計画道路や展望台、園地等の利用施設が整備されており、多くの利用者が訪れている。</p>	528

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
開聞岳	鹿児島県指宿市内 国有林南薩森林計画区1林班 及び2林班の各一部	開聞岳は、海に臨んで屹立した標高924mの成層火山で、山頂に溶岩円頂丘をのせている。本地區はこのうち中腹より上部について設定している。 本岳の大規模な最終噴火は約1,500年前と極めて新しく、従つてその森林は若いものであるが、自然性の高い景観を有している。	219
辻岳	鹿児島県肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区81林班 の全部並びに82林班及び83林班の各一部	本地區の辻岳、野首岳には、スダジイ、アカガシを中心とした常緑広葉樹林がよく保存され、各種鳥類の中継地としても有名で、ワシ・タカ類も飛来することがある。	107
佐多岬	鹿児島県肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区3132林班の一部 鹿児島県肝属郡南大隅町 佐多馬籠の一部(含桃郷島)	本地區は、本州最南端で、海岸は断崖をなし、大泊から岬南端にかけては、ヘゴ、ビロウ、ソテツ、クワズイモ、フカノキ、ホルトノキ、シマウリノキ、ホルトカズラ等多くの亜熱帯性植物及び熱帶性植物が群落をなし旺盛な生育をなす景観は、本土唯一のものである。	105
合 計		2,589	— 国 815 公 228 私 1,546

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表4：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鹿児島県	【桜島地区】 鹿児島市 有村町、黒神町、高免町、野尻町、東桜島町、 持木町、桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島小池 町、桜島白浜町、桜島武町、桜島西道町、桜島藤 野町、桜島二俣町、桜島松浦町及び桜島横山町の 各一部	749
	【指宿地区】 指宿市内 大字山川岡児字ヶ水及び大字山川福元の各一部	48
	合 計	797
		国 55
		公 366
		私 376

(表5：第1種特別地域内訳表)

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
桜島北斜面	鹿児島県鹿児島市 高免町、黒神町、桜島白浜町、 桜島二俣町、桜島松浦町、桜島西 道町、桜島藤野町、桜島武町及び 桜島赤生原町の各一部	桜島の北及び東斜面。近年の活発な火山活動のため上部では、植 生が破壊され火山噴出物に被われた裸地と火山荒原植生地となっ ている。標高の低い火山活動の影響が少ない所では、タブの群落が 出現する。	240
桜島港黒神 線道路沿線	鹿児島県鹿児島市 黒神町の一部	桜島東溶岩原特別保護地区の昭和溶岩を横切る公園計画道路（桜 島港黒神線）沿線の区域である。	6
桜島西溶岩 原	鹿児島県鹿児島市 桜島小池町、桜島横山町及び桜 島赤水町の各一部	桜島西溶岩原特別保護地区を横切る公園計画車道（桜島溶岩展望 線）の沿線区域である。	27
袴腰	鹿児島県鹿児島市 桜島横山町及び桜島赤水町の 各一部	桜島西溶岩原特別保護地区から、海岸部に広がる溶岩原。大正 (1914年)の噴火で流出した溶岩が、海を埋め島を呑み込んだ溶岩 流の様子が容易に観察できる。 桜島の利用拠点の袴腰にあり、公園計画歩道（袴腰鳥島線）や展 望台等の利用施設も整備されており、利用者が多い。	97
桜島南斜面	鹿児島県鹿児島市 有村町、東桜島町、持木町、野 尻町及び桜島赤水町の各一部	桜島の南斜面。近年の活発な活動のため、特に南岳噴火口に近い、 ため、火山噴出物に被われた裸地と、スキを主体とする火山荒地 植生である。	213

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
瀬戸崎	鹿児島県鹿児島市 黒神町及び有村町の各一部	大正（1914年）の噴火により、瀬戸、脇、有村の三集落を埋没し、瀬戸海峡を埋め大隅半島と連結した溶岩がひろがる区域と、公園計画道路（桜島港早崎線）沿線一帯の区域である。 溶岩原にはクロマツを主体とする先駆植物が侵入を始めるなど、植生遷移過程の觀察に興味が持もたれる所である。	139
燃崎	鹿児島県鹿児島市 持木町の一部	文明（1471～1476年）の噴火のうち、後期（1476年）の噴火で流出し海に突入した溶岩流が、極めて良く残されている。植生はクロマツの植林地である。	27
竹山	鹿児島県指宿市 大字山川福元の一部	本地区は、阿多カルデラの陥没から取り残された地域であり、火山岩尖の垂直に近い岩壁には、海岸の磯で見られるようなハマヒサキ、トベラ、シャリンバイ、マサキなどの低木に混じって、分布の北限であるソテツの群生が見られる	34
赤水鼻	鹿児島県指宿市 大字山川岡見ヶ水の一部	本地区は、阿多カルデラの陥没から取り残された地域であり、黒曜石を含む溶岩からなる。 ソテツの群生が見られるとともに、海岸のタイドプールには、多数の熱帶魚やサンゴが見られる。	14
合 計			797
			国 55 公 366 私 376

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鹿児島県	【奥錦江湾地区】 鹿児島市 吉野町の一部 霧島市 隼人町真孝、隼人町野久美田、国分敷根及び福山町福山の各一部 姶良市 大字脇元及び大字平松の各一部	545 89 232
	【桜島地区】 鹿児島市 有村町、黒神町、高免町、野尻町、東桜島町、古里町、持木町、桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島小池町、桜島白浜町、桜島武町、桜島西道町、桜島藤野町、桜島二俣町、桜島松浦町及び桜島横山町の各一部 垂水市 大字海潟の一部	1,297 47
	垂水市 大字中俣の一部	23
	【指宿地区】 指宿市内 国有林南薩森林計画区2林班の全部並びに85林班の一部 指宿市 大字池田、大字岩本、大字十町、大字西方、大字東方、大字山川小川、大字山川大山、大字山川岡児ヶ水、大字山川利永、大字山川成川、大字山川浜児ヶ水、大字山川福元、大字開聞上野、大字開聞川尻、大字開聞十町及び大字開聞仙田の各一部	3,764

	<p>【佐多地区】</p> <p>肝属郡南大隅町内</p> <p>国有林大隅森林計画区 3131 林班及び 3132 林班 の各一部</p> <p>肝属郡南大隅町</p> <p>根占川北、根占川南、根占辺田、根占山本、佐 多伊座敷及び佐多馬籠の各一部</p>	2,573								
	<p>合 計</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>国</td> <td>8,570</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>502</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>2,078</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,990</td> </tr> </table>	国	8,570	公	502	私	2,078		5,990
国	8,570									
公	502									
私	2,078									
	5,990									

(表7：第2種特別地域内訳表)

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
吉野	鹿児島県鹿児島市 吉野町の一部	錦江湾を前景として、桜島を眺める絶好の地として親しまれている。カルデラ壁である崖状地には、マテバシイを主体とする森林が良く繁り、錦江湾を縁どり美しい景観をつくり出している。	545
新島、硫黄島	鹿児島県鹿児島市 桜島赤水町の一部	桜島の北東の海上に浮かぶ小島群であり、これらの島々は安永(1779年)の噴火により生まれたものである。	29
桜島北及び東斜面	鹿児島県鹿児島市 高免町、黒神町、桜島白浜町、 桜島二俣町、桜島松浦町、桜島西道町、桜島藤野町、桜島武町、 桜島赤生原町及び桜島小池町の各一部	桜島の東及び北側の山腹下部を占める区域である。文明(1471～1476年)、安永(1779年)を始めとする古い時代の溶岩が、重なって形成された溶岩原である。タブを主体とする森林に被われている。	669
袴腰	鹿児島県鹿児島市 桜島小池町及び桜島横山町の各一部	大正(1914年)の噴火により生じた溶岩原の一部と、展望に優れた台状地の城山を含む区域である。ここは桜島の利用拠点で、多くの利用者が集散する地区であり、歩道、園地、博物展示施設等の公園利用施設が整備されている。	92
桜島南斜面	鹿児島県鹿児島市 有村町、古里町、東桜島町及び持木町の各一部	桜島の南山腹から山麓にかけての区域であり、安永(1779年)の噴火の溶岩の区域と、火山噴出物等堆積地の区域から成っている。植生は西及び南部分がクロマツ林、東側はアラカシを主体とする広葉樹林である。	407
黒神	鹿児島県鹿児島市 黒神町の一部	桜島の東部、公園計画車道(桜島港黒神線)沿線の区域であり、大部分がクロマツ林である。	47

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
沖小島・神ヶ瀬	鹿児島県鹿児島市 桜島横山町の一部	桜島の南西部の海上に浮かぶ小島、何れも火山活動によって生じた島々である。	11
有村	鹿児島県鹿児島市 有村町の一部	鍋山川の東側海岸部、公園計画車道（桜島港早崎線）から 100m 崎てた区域であり、鍋山川沿いの昭和溶岩の他は、全て大正溶岩である。この区域は公園道路はもとより、溶岩展望台からの景観に重要な区域である。	42
早崎	鹿児島県垂水市 大字海潟の一部	大隅半島から突出した溶岩台地状地で、大正（1914年）の噴火により桜島と連結した地区であり大部分がクロマツ林である。	47
高峰	鹿児島県垂水市 大字中俣の一部	高隈山地の北西に位置し、南東面の山腹にはサッカツジが約 100 種 10 万本ほど自生する。頂上は展望に優れ、霧島連山、志布志湾、錦江湾、薩摩半島の山並、高隈山地、肝属山地を一望できる。	23
神造島	鹿児島県霧島市 隼人町真孝及び野久美田の各一部	隼人沖の辺田小島、弁天島及び沖小島の 3 つの無人島である。今から 100 万年から 50 万年前に堆積した海成層とそれを貫く流紋岩から形成されている。また、島の海拔 15m くらいのところにサンゴ化石を含む段丘堆積物が確認されることから 10m ほど隆起した島であることもわかっている。	25
若尊鼻	鹿児島県霧島市 国分敷根及び福山町福山の各一部	国分と福山に跨る半島で、姶良カルデラの一部であり、海岸線は自然の磯海岸で一部歩道が整備されている。沖には錦江湾最深の水深 200m の海底火山があり、「たぎり」と呼ばれる火山ガスの噴出現象がある。	64

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
重富海岸	鹿児島県姶良市 大字平松の一部	奥錦江湾唯一の防潮林としてクロマツが残る海岸で、海水浴場として利用されている。前面の海域は干潮時には錦江湾最大の30haにも及ぶ干潟があり、ハクセンシオマネキやミサゴ等も繁殖し、クロツラヘラサギの飛来も確認されている。海岸にあるNPO法人が運営するミニ博物館で、干潟の調査、観察会やゴミ拾い等の環境教育活動が行われている。	1
脇本	鹿児島県姶良市 大字脇元の一部	吉野地区から連なり、クスノキ、タブノキが優占する照葉樹林で、カルデラ壁の崖上は桜島を眺める絶好の展望地で、民間企業により園路や展望台が整備され、多くの利用がある。	231
指宿東部	鹿児島県指宿市内 国有林南薩森林計画区85林班 の一部	本地區は、知林ヶ島と砂風呂で知られる摺ヶ浜を結ぶ海岸線、この地域を展望する魚見岳からなる地域で、知林ヶ島は干潮時には対岸の田良岬と連結する陸けい島である。海浜植生と低地湿原が発達している。	
	鹿児島県指宿市 大字十町、大字西方及び大字東方の各一部		348
池田湖	鹿児島県指宿市 大字池田、大字岩本、大字東方、大字山川小川、大字山川大山、大字山川利永、大字山川成川、大字開聞上野、大字開聞十町及び大字開聞仙田の各一部	本地區は、小型カルデラの池田湖、阿多カルデラに関係をもつ鬼門平断層崖、マールの鰻池、池底、溶岩円頂丘の鷲尾岳、池田湖側に大きな地すべりを伴った鍋島岳からなり、池田湖を囲む地域である。 池田湖は、九州最大の湖で、最深部が水深200mに達し、湖底には旧火口丘があるが、その神秘的な姿から種々の伝説を有する湖もある。	2,745

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
山川南部	鹿児島県指宿市 大字山川岡児ヶ水、大字山川浜 児ヶ水及び大字山川福元の各一部	本地区は、第1種特別地域の竹山、赤水鼻に接し、東シナ海を望む長崎鼻と、これらに接する海浜部（カンラン石の海岸砂）からなる地域である。	457
開聞岳山麓	鹿児島県指宿市内 国有林南薩森林計画区2林班 及び85林班の各一部 鹿児島県指宿市 大字開聞川尻及び大字開聞十 町の各一部	本地区は、山頂部に溶岩円頂丘をのせる成層火山開聞岳の山麓と 西部に連なる物袋海岸の海岸部からなる地域であり、山麓には照葉 樹林が、海滨にはクロマツ林と亜熱帯植物林が発達している。 開聞岳山麓西岸の花瀬海岸には、繩状溶岩があり、その間には数 多くのタイドプールがある	214
雄川の滝	鹿児島県肝属郡南大隅町 根占川北及び根占川南の各一部	阿多カルデラとの関わりの深い阿多火碎流によって形成された 溶結凝灰岩台地が抉られて形成された滝で、滝壺の水面の色に特徴 がある。佐多地区の主たる興味地点となつており、多くの利用があ る。	6

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
根占佐多断層崖	鹿児島県肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区 3131 林班及び 3132 林班の各一部 鹿児島県肝属郡南大隅町 根占川南、根占辺田、根占山本、 佐多伊座敷及び佐多馬籠の各一部	本地區は、阿多カルデラに関係をもつ辻岳断層崖を含む根占断層地帯から、本土最南端の佐多岬へ続く水成岩を基盤とする断層崖の地域であり、自然性の高いスダジイ、アカガシを中心とした常緑広葉樹林におおわれ、南部には亜熱帯植物相がみられる	2,567
	合 計	8,570	国 502 公 2,078 私 5,990

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表8：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鹿児島県	【桜島地区】 鹿児島市 有村町、黒神町、高免町、野尻町、東桜島町、古里町、持木町、桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島小池町、桜島白浜町、桜島武町、桜島西道町、桜島藤野町、桜島二俣町、桜島松浦町及び桜島横山町の各一部	2,238
	【指宿地区】 指宿市内 国有林南薩森林計画区 1林班及び2林班の各一部 指宿市 大字開聞川尻、大字開聞十町及び大字開聞仙田の各一部	892
	【佐多地区】 肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区 3132林班の一部 肝属郡南大隅町 佐多伊座敷の一部	156
	合 計	3,286
		国 374
		公 399
		私 2,513

(表9：第3種特別地域内訳表)

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
桜島北及び東麓	鹿児島県鹿児島市 高免町、黒神町、桜島白浜町、 桜島二俣町、桜島松浦町、桜島西 道町、桜島藤野町、桜島武町、桜 島赤生原町及び桜島小池町の各 一部	北麓は島内で火山活動の影響が最も少ない地域で、タブを主体と する樹林が育成している。東麓の部分には文明溶岩及び安永溶岩が ありクロマツ林となっている。また果樹園などの農地も広がってい る。	1,303
燃崎	鹿児島県鹿児島市 黒神町の一部	安永（1779年）の噴火により生じた大燃崎と、昭和（1946年）の 溶岩流の一部を含む区域であり、いずれも海岸部はクロマツ林で内 陸側は果樹園となっている。	30
黒神	鹿児島県鹿児島市 黒神町の一部	大正溶岩と昭和溶岩に囲まれた地区であり、大部分がクロマツ林 と畑地となっている。	39
赤水	鹿児島県鹿児島市 桜島赤水町及び桜島横山町の 一部	大正（1914年）の噴火により生じた溶岩原の一部である。	23

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
桜島南西麓	鹿児島県鹿児島市 古里町、東桜島町、持木町、野尻町及び桜島横山町の各一部	文明（1471～1476年）安永（1779年）の溶岩流とその周辺区域であり、クロマツ林、果樹園となつてゐるが近年の活発な火山活動により降灰の影響を受けてゐる。	778
有村	鹿児島県鹿児島市 有村町の一部	大正（1914年）の噴火で海に突入した溶岩流が、陸地を形成した地区である。	63
瀬戸	鹿児島県鹿児島市 黒神町の一部	大正（1914年）の溶岩流に囲まれた地域で松林となつてゐる。	2
開聞岳	鹿児島県指宿市内 国有林南薩森林計画区1林班 及び2林班の各一部 鹿児島県指宿市 大字開聞川尻、大字開聞十町及び大字開聞仙田の各一部	本地区は、山頂部に溶岩円頂丘をのせる成層火山開聞岳中腹及び北部山麓の人工林と農地からなる地域である。	892

名称	区 域	地区の概要			面積 (ha)
		面積	種類	備考	
佐多岬	鹿児島県肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区 3132 林班の一部	本地区は、佐多岬の人工林からなる地域である。			18
立目町有林	鹿児島県肝属郡南大隅町 佐多伊座敷の一部	本地区は、立目崎に広がる人工林からなる地域である。			138
		合 計			3,286
			国	374	
			公	399	
			私	2,513	

イ 海域公園地区
海域公園地区を次のとおりとする。

(表 10 : 海域公園地区表)

番号	名 称	位 置	地区の概要	面積 (ha)
1	桜島海域公園地区 (1 号)	鹿児島県鹿児島市 桜島横山町地先海面	傍隈大正溶岩原の地先海域、大正溶岩流により形成された、起伏にとんだ海底地形をなしている。ウミトサカ類の大群落、ウミウチワ等の海藻群落が見られる。 シコロサンゴやミドリイシ類が優占するほか、多くのサンゴ類が見られる。また、ダイビング、シーカヤックで利用されている。	41.8
2	桜島海域公園地区 (2 号)	鹿児島県鹿児島市 桜島横山町地先海面	桜島の南西海上に浮かぶ沖小島の周辺海域、西岸は海底の傾斜がゆるく底質は主として砂で、転石があり、南岸は急崖で岩礁となっている。多くのサンゴが混在とともに、ガラモ類、ヤツマタモクが密生している箇所が多く見られる。 また、ダイビングで利用されている。	18.9

番号	名 称	位 置	地区の概要	面積 (ha)
3	佐多岬海域公園 区（1号）	鹿児島県肝属郡南大隅町 佐多馬籠竹崎地先海面	九州最南端に位置し、直接黒潮の影響を受けて水温が高く、また河川の流入がなく透明度はきわめて良好で、イシサンゴ類やその他の着生動物が豊富な本格的なサンゴ礁景観を呈している。	4.5
4	佐多岬海域公園 区（2号）	鹿児島県肝属郡南大隅町 佐多馬籠枕榔島地先海面	イシサンゴ類としては、ミドリイシ、ダイノウサンゴ、ハナヤサイサンゴ、シコロサンゴ等の種類が多く、色彩豊かなムラサキカイメン、ウミアザミ、海トサカ類の着生動物が群生し、コバルトスズメダイ、チヨウチヨウウオ等の熱帯魚類の群集も見られる。	7.3
5	神瀬	鹿児島県鹿児島市 桜島横山町地先海面	錦江湾を代表する海藻の生育地である。水深は浅く、大型の海藻であるホンダワラ類が塊状のテーブルサンゴと混在して生育している。ダイビングで利用されている。	83.0
6	神造島	鹿児島県霧島市 隼人町地先海面	神造島と一体となつた景観を有する海域である。底質は主として砂だが、転石が多く見られる箇所もある。ガラモ場、サンゴ類等が点在しており、ダイビングで利用されている。	103.6

番号	名 称	位 置	地区の概要	面積 (ha)
7	若尊鼻	鹿児島県霧島市 国分及び福山町地先海面	若尊鼻と一体となつた優れた景観を有する海域である。岩礁帶では釣り場としての利用も多い。	19.7
8	若尊海山	鹿児島県霧島市 福山町地先海面	<p>水深約 80m～100m付近に円錐の形をした海底丘陵があり、東側に世界的に極めてまれな浅海熱水系でチムニーを伴った熱水噴出孔がある。噴出孔の周辺には、世界で最も深い場所に生息するハオリムシの一種であるとされるサツマハオリムシの大群集が、海底丘陵の周辺部の灰白色粗粒砂底には、二枚貝類がみられる。</p> <p>また、熱水噴射孔の上の海面に形成される“たぎり”が特異な海上景観を呈しており、これをカヤックで体験観察する利用が行われている。</p>	170.7
9	重富干潟	鹿児島県姶良市 大字平松地先海面	重富海岸と一体となつた優れた景観を有する海域。錦江湾最大の干潟であり、ハクセンシオマネキ、ミサゴ等の貴重な生物が生息し、渡りの季節にはクロツラヘラサギ等の多くの野鳥が見られる。また、干潟の地先には海藻が広くみられる。干潟は自然観察会等で利用されている。	38.2

ウ 関連事項

(ア) 採取等規制植物

(表 11：採取等規制植物表)

科名	種名(ミズゴケ科の植物にあつては属名)
コシヨウ	サダンソウ
ウマノスズクサ	クワイバカンアオイ、ヤクシマアオイ
ヤツコソウ	ヤツコソウ
オトギリソウ	ヤクシマコオトギリ
モウセンゴケ	モウセンゴケ、コモウセンゴケ
ケシ	ホザキケマン
ベンケイソウ	ツメレンゲ
ユキノシタ	ヤクシマシヨウマ、ヒメチャルメルソウ、オオチャルメルソウ、ツクシチャルメルソウ、チャルメルソウ、ウメバチソウ、ダイモンジソウ(ウチワダイモンジソウ、ヤクシマダイモンジソウを含む)シモツケソウ(アカバナシモツケソウを含む)、シロバナノヘビイチゴ(モリチゴ)、イワキンバイ
バラ	ハカマカズラ
マメ	ヤクシマカラゴロモ
カワゴケソウ	コミヤマカタバミ
カタバミ	ヤクシマフウロ
フウロソウ	ハマボウ
アオイ	キバナノコマノツメ、ヒメミヤマスミレ、ヤクシマスミレ、キスミレ、シコクスミレ(ハコネスミレ)、コケスミレ
スミレ	ミヤマハシカンボク、ヒメノボタン(クサノボタン)
ノボタン	ツクシゼリ(ヒナボウフウ)、ヤクシマノダケ
セリ	

科名	種名(ミズゴケ科の植物にあっては属名)
イワウメ イチャクソウ ツツジ	イワカガミ(コイワカガミ、オオイワカガミを含む)、ヒメコイワカガミ ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリヨウソウモドキ(アキノギンリヨウソウ)、ギンリヨウソウ ヨウラクツツジ、サツキ(サツキツツジ)、ヒカゲツツジ、ヤクシマヒカゲツツジ、ミヤマカリシマ、ヤクシ マシヤクナゲ、サイコクミツバツツジ、コバノミツバツツジ、マルバツツジ、サタツツジ、マルバツツジ、 ヤクシマツツジ(ヤクシマヤマツツジ)、シロドウダン(ベニドウダンを含む)
サクラソウ リンドウ	シマギンセンブリ(ホウライセンブリ)、キリシマリンドウ、リンゴ、ハルリンドウ、ヤクシマリンドウ、セン ブリ、ムラサキセンブリ、ヘッカリンドウ、イヌセンブリ
アカネ クマツツラ シソ	サツマイナモリ、チャボイナモリ(ヤエヤマイナモリ)、シラタマカズラ トサムラサキ(ヤクシマコムラサキを含む) ヒロハテンニンソウ(オオマルバノテンニンソウ)、ツクシミカエリソウ、トサミカエリソウ)
ゴマノハグサ ズカケ	クモイコゴメグサ、シコクママコナ、ヤクシマママコナ、ヤクシマシオガマ、ツクシシオガマ、トラノオス ズカケ
イワタバコ ハマウツボ タヌキモ マツムシソウ キキョウ キク	イワタバコ、シシンラン、タマザキヤマビワソウ キヨスミウツボ ミミカキグサ、ホザキノノミカキグサ、ムラサキミカキグサ マツムシソウ サワギキョウ、キキョウ リュウキユウハグマ(モミジキッコウハグマ)、ホソバハグマ、タンナヤハグマ、ハマベノギク(イソノ ギク)、シオン、ウラギク(ハマシオン)、ツクシコウモリソウ、ノジギク、オイランアザミ、ヤクシマアザ ミ、ヤクシマヒヨドリ、カントウブキ、コケセンボンギク、ハンカイソウ、ヒメキクタビラコ、キリシマヒ ゴタイ、イッサンキンカ、オオハマグルマ

科名	種名(ミズゴケ科の植物にあっては属名)
ホシゴウソウ ユリ	ホシゴウソウ ケイビラン(ヤクシマケイビランを含む)、ヤマラッキヨウシライトソウ、チャボシライ トソウ(ヒナシライトソウ)、キキヨウラン、ツクシショウジョウバカマ、ヤクシマショウジョウバカマ、キ スゲ(ユウスゲ)、ハマカシゾウ、ノヒメユリ(スゲユリ)、コオニユリ、ハナゼキショウ(イワゼキショウ)、 ヤクシマチャボゼキショウ)、タマガワホトトギス、チャボホトトギス ヒメナベワリ
ビヤクブ ヒガンバナ	ハマオモト(ハマユウ) ナノシャクジョウ、シロシャクジョウ、ルリシャクジョウ、キリシマシャクジョウ、タヌキノシャクダイ、 キリシマタヌキノショクダイ タンナイヌノヒゲ、ヤクシマホシクサ、ツクシクロイヌノヒゲ
ホシクサ イネ	シマノガリヤス(キリシマシマノガリヤス)、ヤクシマノガリヤス、コメスキ、コオニシバ ヒメテンナンショウ、シコクヒロハテンナンショウ、ヤクシマテンナンショウ
サトイモ カヤツリグサ	ヤクシマスゲ、コイワカンスゲ、ハナビスゲ(ジユウモンジスゲ)、コタヌキラン、ヤチカラワズスゲ、チャボ カワズスゲ(ヤクシマカワズスゲ)、ツルカミカラスゲ、ツクシテンツキ、ミカズキグサ、イヌノハナヒゲ、 マネキシンジュガヤ、オオシンジュガヤ タイワンアオイラン、ナゴラン、オキナワチドリ、タネガシマムヨウラン、ヤクシマラン、マメズタラン(マ メン)、ムギラン、シコウラン、キリシマエビネ、レンギョウエビネ、エビネ(タカネエビネ、ビゼンエビ ネを含む)、ヒロハノカラソ(ダルマエビネ)、ツルラン(カラソ:ユウヅルエビネ、オオダルマエビネを含 む)、オナガエビネ(リュウキュウエビネを含む)、サクラジャマエビネ、ナツエビネ、キエビネ(オオエビネ、 サツマエビネ、ヒゴエビネを含む)、サルメンエビネ、トクサラン、ヒメノヤガラ、リュウキュウカイロラン ラン (アカバシシュラン、タネガシマカイロランを含む)、ミヤムギラン、サイハイラン、ヘツカラソ、シユンラ ン(ホクロ)、カソラン、ナラン、ヤマラン(サガミラン)、ホウサイ、クマガイソウ、セツコク、

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあっては属名）
ラン	キバナセツコク、コカゲラン、アオスズラン（エゾスズラン）、カキラン、タシロラン、オオオサラン（ホザキオサラン）、オサラン、イモネヤガラ、ツチアケビ、ヤシロラン（アキザキヤツシロラン）、オニノヤガラ、ハルザキヤツシロラン、ケボノシユスラン、ハチジョウシユスラン、カゴメラン（シライトシユスラン）ヤクシマシユスラン、リュウキュウシユスランを含む）、シマシユスラン、ツリシユスラン、キンギンソウ、ミヤマウズラ、シユスラン、ムカゴトンボ、タカサゴサギソウ、ヒメクリソラン、ムカゴソウ、ヤクシマアカシユスラン、ムヨウラン、クロムヨウラン（ムラサキムヨウラン）、ギボウシラン、ユウコクラン、ジガバチソウ、クモキリソウ、コクラン、ササバラン、チケイラン、アオフタバラン、ボウラン、ニラバラン、ツクシアリドオシラン、フウラン、ヨウラクラン、オオバヨウラクラン、イナバラン、ウチヨウラン、コケイラン、ガンゼキラン（ホシケイランを含む）、カクラン（カクチヨウラン）、ニイタカチドリ（ツクシチドリ）、シンバイソウ、ヤマサギソウ、マイサギソウオオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、キソチドリ、ヤクシマチドリ、トキソウ、ヤマトキソウ、マツガカヤラン、カシノキラン、ベニカヤラン（マツラン）、カヤラン、ヒメトケンラン、ヒツボクロ、ヤクシマネッタイラン、イヌマムカゴ、ヤクシマヒメアリドオシラン、ショウキラン、キヌラン

(イ) 捕獲等規制動植物及び区域

海域公園地区において、捕獲若しくは採取若しくは損傷を規制する動植物及びその区域を次のとおりとする。

(表 12 : 捕獲等規制動植物及び区域表)

海域公園 地区名	区域	区域の概要	面積 (ha)	捕獲等規制動植物
桜島海域公園地 区（1号）	全域	九州最南端に位置し、直接黒潮の影響を受けて水温 が高く、また河川の流入がなく透明度はきわめて良好 で、イシサシゴ類やその他の着生動物が豊富な本格的 なサンゴ礁景観を呈している。	41.8	ヨウジウオ科、テンジクダイ科、ス ズメダイ科、チョウチョウウオ科、 モンガラカラハギ科、ハコフグ科、 ミナミハタンボ、キハツソク、ルリ ハタ、キンギョハナダイ、キタマク ラ、ニシキベラ、イトヒキベラ、ミ ノカサゴ、ハナオコゼ、イザリウ オ、ミドリイシ属、コモシサンゴ 属、ハナヤサイサンゴ、シコロサン ゴ、キクメイシ、ノウサンゴ、イボ サンゴ、ハマサンゴ、ハナガサン ゴ、カメノコキクメイシ、イボヤ ギ、ハナガタサンゴ、タバネサンゴ
桜島海域公園地 区（2号）	全域	桜島の南西海上に浮かぶ沖小島の周辺海域、西岸は 海底の傾斜がゆるく底質は主として砂で、転石があ り、南岸は急崖で岩礁となっている。多くのサンゴが 混在するとともに、ガラモ類、ヤツマタモクが密生し ている箇所が多く見られる。	18.9	
佐多岬海域公 園地区（1号）	全域	九州最南端に位置し、直接黒潮の影響を受けて水温 が高く、また河川の流入がなく透明度はきわめて良好 で、イシサシゴ類やその他の着生動物が豊富な本格的 なサンゴ礁景観を呈している。	4.5	

海域公園 地区名	区域	区域の概要	面積 (ha)	捕獲等規制動植物
佐多岬海域公園 地区（2号）	全域	イシサンゴ類としては、ミドリイシ、ダイノウサンゴ、ハナヤサイサンゴ、シコロサンゴ等の種類が多く、色彩豊かなムラサキカイメン、ウミアザミ、海トサカ類の着生動物が群生し、コバルトスズメダイ、チョウチョウウオ等の熱帯魚類の群集も見られる。	7.3	キクメイシモドキ、トゲトサカ属、チヂミトサカ、キバナトサカ、アカバナトサカ、ハナヤギ、オオギウミヒドラー、オオウミシダ、ニッポンウミシダ、サンゴイソギンチャク、タコアシカタトサカ、ウミキノコ属、イソバナ、オキノテヅルモズル、アカヒトデ、イトマキヒトデ、ラッパウニ、ペイプウニ、ジンガサウニ、ミル属、アヤニシキ、ウミウチワ、アントクメ、アミジグサ

(ウ) 普通地域

普通地域の区域は次のとおりである。

(表 13 : 普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鹿児島県	【奥錦江湾地区】 姶良市 大字脇本の一部	15
	【桜島地区】 鹿児島市 有村町、黒神町、高免町、古里町、桜島赤生原町、桜島小池町及び桜島横山町の各一部	295
	【指宿地区】 指宿市 大字西方、大字開聞川尻、大字開聞十町及び大字開聞仙田の各一部	149
	【佐多地区】 肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区 3132 林班の一部 肝属郡南大隅町 根占川北、根占川南、根占辺田、根占山本、佐多伊座敷及び佐多馬籠の各一部	518
陸域合計		977 国 2 公 36 私 939
陸域公園区域の地先海面の一部		37, 367
合 計		38, 344

才 面積内訳

(表14：地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位：面積 ha、比率 %)

地域区分		特別地域									普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			普通地域 (海域)	海域公園地区	合計 (海域)	合計 (陸域及び海 域)				
地種区分		特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域			合計 (陸域)										
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私								
合 計	土地所有別 面積	815	228	1,546	55	366	376	502	2,078	5,990	374	399	2,513	2	36	939	1,748	3,107	11,364	9 か所	37,367	37,855	54,074	
	地種区分別 面積(比率)	2,589 (16.0)			797 (4.9)			8,570 (52.8)			3,286 (20.3)			12,653 (78.0)										
	地種区分別 面積(比率)				15,242 (94.0)									977 (6.0)	16,219 (100.0)									
地域別面積 (比率)																								

(表15：地域地区別市町村別面積総括表)

市町名	地域地区	特別地域					普通地域(陸域)	合計(陸域)	海域公園地区	普通地域(海域)※	合計(海域)
		特 保	第1種	第2種	第3種	合計					
鹿児島県	鹿児島市	2,158	749	1,842	2,238	6,987	295	7,282	—	—	—
	指宿市	219	48	3,764	892	4,923	149	5,072	—	—	—
	垂水市	—	—	70	—	70	—	70	—	—	—
	霧島市	—	—	89	—	89	—	89	—	—	—
	姶良市	—	—	232	—	232	15	247	—	—	—
	肝属郡 南大隅町	212	—	2,573	156	2,941	518	3,459	—	—	—
合計		2,589	797	8,570	3,286	15,242	977	16,219	487.7	37,367	37,854.7

※海域は国の所有に属する公有水面であり、県別に面積を表示することはできないため、霧島錦江湾国立公園全体の数値を示している。

3 事業計画

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表 16 : 集団施設地区表)

番号	名 称	区 域	計画目標	整備計画区 及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)
1	指宿	鹿児島県指宿市内 国有林鹿児島森林管理署 85 林班の一部 鹿児島県指宿市 大字東方、大字西方及び 大字十二町の各一部	薩摩半島の南端部の海浜に位置し、気候は温暖で温泉にも恵まれている。 周辺には長崎鼻、開聞岳、池田湖等の興味地点があり車のアクセスが容易である。 この優れた自然環境や良好な立地条件を生かし、薩摩半島南部における保健休養のための利用拠点となるよう施設を計画するものとする。	指宿整備計画区	北部には、国民の保健休養のための宿舎、多目的園地、家族連れでも手軽に利用でき、オートキャンプも可能な野営場等や中核施設としてのビジターセンターを整備する。 中部には、団体や個人を対象とする宿泊施設を整備するとともに、暖地性の植物を中心とした園地等を整備する。 南部には、園地等を活かして休憩等のための施設を整備するとともに、温泉利用や休養のための宿泊施設等を整備する	71.7
		大潮の干潮時には、トンボロ現象により陸続きとなる島で砂州渡りや散策ができる島である。 島の豊かな自然環境の中で自然とのふれあいを促進するため、遊歩道や展望台等を整備する。 また、島の大半が竹藪で被われているために、クロマツの植栽や照葉樹等への森づくりを進めるものとする。	52.3			
		面 積 計		国 公 私		
				32.7 77.9 13.4		124.0

(イ) 単独施設
単独施設を次のとおりとする。

(表 17 : 単独施設表)

【桜島・奥錦江湾地区】

番号	種類	位 置	整備方針	告示年月日
1	園地	鹿児島県鹿児島市（磯）	桜島の展望と島津藩庭園の鑑賞の場として整備する。	昭 62. 8 . 28 告示
2	博物館	鹿児島県鹿児島市（磯）	この地方の自然、歴史、文化等を紹介する施設として整備する。	昭62. 8 . 28 告示
3	園地	鹿児島県鹿児島市（黒神）	溶岩原の展望と火山の観察の場として整備する。	昭 62. 8 . 28 告示
4	園地	鹿児島県鹿児島市（有村）	溶岩原の展望と火山の観察の場として整備する。	昭 62. 8 . 28 告示
5	園地	鹿児島県鹿児島市（大正燃）	溶岩原の展望と火山の観察の場として整備する。	昭 62. 8 . 28 告示
6	宿舎	鹿児島県鹿児島市（湯之元）	桜島利用者のための宿舎として整備する。	昭 62. 8 . 28 告示
7	園地	鹿児島県垂水市（早崎）	展望及び散策の場として整備する。	昭 62. 8 . 28 告示
8	園地	鹿児島県鹿児島市（城山）	展望及び散策の場として整備する。	昭 62. 8 . 28 告示
9	園地	鹿児島県鹿児島市（袴腰）	桜島の利用拠点及び溶岩観察のための施設として整備する。	昭62. 8 . 28 告示

番号	種類	位 置	整備方針	告示年月日
10	宿舎	鹿児島県鹿児島市（袴腰）	桜島の利用者のための宿舎として整備する。	昭62. 8.28 告示
11	運動場	鹿児島県鹿児島市（袴腰）	桜島の利用者のための運動施設として整備する。	昭62. 8.28 告示
12	舟遊場	鹿児島県鹿児島市（袴腰）	桜島周辺の海洋利用者のための施設として整備する。	昭62. 8.28 告示
13	駐車場	鹿児島県鹿児島市（袴腰）	桜島の利用者のための駐車場として整備する。	昭62. 8.28 告示
15	博物展示施設	鹿児島県鹿児島市（袴腰）	桜島の自然等を紹介する施設として整備する。	昭62. 8.28 告示
16	園地	鹿児島県鹿児島市（湯之平）	溶岩原の展望と火山の観察の場として整備する。	昭62. 8.28 告示
17	園地	鹿児島県鹿児島市（鶴崎）	溶岩原の展望と火山の観察の場として整備する。	昭62. 8.28 告示
18	野営場	鹿児島県鹿児島市（鶴崎）	桜島地区利用者のための野営場として整備する。	昭62. 8.28 告示
19	園地	鹿児島県鹿児島市（烏島）	溶岩原の展望と火山の観察の場として整備する。	昭62. 8.28 告示
20	園地	鹿児島県鹿児島市（戸柱鼻）	垂水市方面から桜島の入口部における情報提供機能も兼ね備えた園地として整備する。	平9.12.16 告示

番号	種類	位 置	整備方針	告示年月日
21	園地	鹿児島県垂水市（江之島）	鹿児島湾に浮かぶクロマツ林等が見られる良好な自然環境を生かした海水浴や磯部の自然とのふれあい利用を中心とした園地として整備する。	平9.12.16 告示
22	園地	鹿児島県鹿児島市（寺山）	桜島及び錦江湾の展望のための園地として整備する。	平24.3.16 告示
23	園地	鹿児島県垂水市（高峠）	錦江湾等の展望のための園地として整備する。	平24.3.16 告示
24	園地	鹿児島県霧島市（神造島）	離島の自然とのふれあいのための園地として整備する。	平24.3.16 告示
25	野営場	鹿児島県霧島市（神造島）	離島の自然とのふれあいのための野営場として整備する。	平24.3.16 告示
26	園地	鹿児島県姶良市（重富海岸）	桜島及び錦江湾の展望並びに海浜及び干潟の利用のための園地として整備する。	平24.3.16 告示
27	博物展示施設	鹿児島県姶良市（重富海岸）	干潟の学習及び利用のための施設を整備する。	平24.3.16 告示
28	園地	鹿児島県姶良市（布引の滝）	滝周辺の自然探勝のための園地として整備する。	平24.3.16 告示
29	園地	鹿児島県姶良市（白銀坂）	展望及び自然探勝のための園地として整備する。	平24.3.16 告示

【指宿・佐多地区】

番号	種類	位 置	整備方針	告示年月日
1	園地	鹿児島県指宿市（魚見岳山頂）	魚見岳山頂の自然探勝、展望・休憩園地として整備する。	昭 62. 8 .28 告示
3	舟遊場	鹿児島県指宿市（小浜）	池田湖遊覧探勝のための施設として整備する。	昭 62. 8 .28 告示
4	駐車場	鹿児島県指宿市（小浜）	池田湖遊覧利用者そのための施設として整備する。	昭 62. 8 .28 告示
5	宿舎	鹿児島県指宿市（鰻温泉）	温泉利用のための宿舎として整備する。	昭 62. 8 .28 告示
6	駐車場	鹿児島県指宿市（鰻）	鰻池自然探勝路、温泉利用者そのための施設として整備する。	昭 62. 8 .28 告示
7	宿舎	鹿児島県指宿市（開聞温泉）	温泉利用のための宿舎として整備する。	昭 62. 8 .28 告示
8	園地	鹿児島県指宿市（長崎鼻）	長崎鼻自然探勝・海辺利用のための展望・休憩園地として整備する。	昭 62. 8 .28 告示
9	宿舎	鹿児島県指宿市（長崎鼻）	長崎鼻自然探勝・海辺利用のための宿舎として整備する。	昭 62. 8 .28 告示
10	駐車場	鹿児島県指宿市（長崎鼻）	海岸自然探勝・海水浴利用者のための駐車場として整備する。	昭 62. 8 .28 告示
11	園地	鹿児島県指宿市（物袋海岸）	海岸自然探勝・海水浴利用者のための展望・休憩園地として整備する。	昭 62. 8 .28 告示

番号	種類	位 置	整備方針	告示年月日
12	水泳場	鹿児島県指宿市（物袋海岸）	海水浴利用者のための施設として整備する。	昭 62. 8 . 28 告示
13	園地	鹿児島県指宿市（開聞岳登山口）	開聞岳登山利用のための休憩・入口園地として整備する。	昭 62. 8 . 28 告示
14	園地	鹿児島県指宿市（花瀬崎）	花瀬海岸（繩状玄武岩）自然探勝のための休憩園地として整備する。	昭 62. 8 . 28 告示
15	園地	鹿児島県指宿市（開聞山麓）	開聞岳中腹の自然探勝のための展望・休憩園地として整備する。	昭 62. 8 . 28 告示
16	園地	鹿児島県指宿市（開聞岳山頂）	登山利用のための展望・休憩園地として整備する。	昭 62. 8 . 28 告示
18	園地	鹿児島県肝属郡南大隅町（辻岳山頂）	登山利用のための展望・休憩園地として整備する。	昭 62. 8 . 28 告示
19	園地	鹿児島県肝属郡南大隅町（島泊）	根占佐多線車道の展望・休憩のための園地として整備する。	昭 62. 8 . 28 告示
20	園地	鹿児島県肝属郡南大隅町（大泊）	根占佐多線車道の展望・休憩のための園地として整備する。	昭 62. 8 . 28 告示
21	宿舎	鹿児島県肝属郡南大隅町（大泊）	佐多岬自然探勝のための宿舎として整備する。	昭 62. 8 . 28 告示
22	野営場	鹿児島県肝属郡南大隅町（大泊）	佐多岬自然探勝及び海滨利用者のための野営場として整備する。	昭 62. 8 . 28 告示
23	園地	鹿児島県肝属郡南大隅町（田尻）	佐多岬自然探勝のための展望・休憩園地として整備する。	昭 62. 8 . 28 告示

番号	種類	位 置	整備方針	告示年月日
24	宿舎	鹿児島県肝属郡南大隅町（田尻）	佐多岬自然探勝及び海中公園自然探勝のための宿舎として整備する。	昭62. 8 . 28 告示
25	園地	鹿児島県肝属郡南大隅町（枇榔島）	佐多岬公園探勝のための展望・休憩施設として整備する。	昭 62. 8 . 28 告示
26	園地	鹿児島県肝属郡南大隅町（佐多岬）	佐多岬自然探勝のための展望・休憩園地として整備する。	昭 62. 8 . 28 告示
27	園地	鹿児島県指宿市（福元）	なだらかな海岸部に特異な形で突出する竹山の山麓部における休憩などのための園地として整備する。	平 9 . 12. 16 告示
28	野営場	鹿児島県指宿市（十町）	開聞岳北麓のクロマツ林に囲まれた良好な自然環境を生かし、オートキャンプが可能な野営場を整備する。	平 9 . 12. 16 告示
29	運動場	鹿児島県指宿市（十町）	開聞岳北麓のクロマツ林に囲まれた良好な自然環境を生かした運動場として整備する。	平 9 . 12. 16 告示
30	野営場	鹿児島県肝属郡南大隅町（田尻）	佐多岬自然探勝のための野営場として整備する。	平17. 7 . 12 告示
31	園地	鹿児島県指宿市（池田湖東部）	開聞岳、池田湖等の展望のための園地として整備する。	平24. 3 . 16 告示
32	園地	鹿児島県肝属郡南大隅町（雄川の滝）	雄川の滝探勝のための展望施設として整備する。	新規

(ウ) 道路

a 車道

車道を次のとおりとする。

(表 18 : 道路 (車道) 表)

【桜島地区】

番 号	路線名	区 間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
1	桜島港黒神線	起点—鹿児島県鹿児島市（黒神・車道分岐点） 終点—鹿児島県鹿児島市（高免・国立公園境界）	黒神昭和溶岩	桜島の東海岸部の利用のための道路として整備する。	昭 62. 8. 28 告示
2	桜島溶岩展望線	起点—鹿児島県鹿児島市（赤水・車道分岐点） 終点—鹿児島県鹿児島市（赤水・国立公園境界） 終点—鹿児島県鹿児島市（湯之平）	袴腰	桜島の西側に広がる広大な溶岩原や南岳の展望と観察のための道路として整備する。	昭 62. 8. 28 告示
3	桜島港早崎線	起点—鹿児島県鹿児島市（横山・車道分岐点） 終点—鹿児島県鹿児島市（赤水・国立公園境界） 起点—鹿児島県鹿児島市（赤水・国立公園境界） 終点—鹿児島県鹿児島市（古里・国立公園境界） 起点—鹿児島県鹿児島市（古里・国立公園境界） 終点—鹿児島県垂水市（海潟・国立公園境界） 終点—鹿児島県垂水市（海潟・国立公園境界） 終点—鹿児島県垂水市（牛根麓・国立公園境界）	袴腰溶岩 古里温泉 有村溶岩	桜島の西と東に広がる2つの溶岩原や古里温泉などの興味地点を結ぶとともに、佐多地域方面へ到達する道路として整備する。	昭 62. 8. 28 告示 平 17. 7. 12 告示

【指宿・佐多地区】

番 号	路線名	区 間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
1	指宿循環線	起点—鹿児島県指宿市（下吹越・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（二反田川・国立公園境界） 起点—鹿児島県指宿市（福元・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（浜児ヶ水・国立公園境界） 起点—鹿児島県指宿市（岡児ヶ水・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（古川尻・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（長崎鼻） 起点—鹿児島県指宿市（山神・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（脇塩屋・国立公園境界）	指宿集団施設地区 竹山北 長崎鼻口 開聞温泉 開聞崎 田崎	南指宿地区を循環する基幹車道として整備する。	昭 62. 8. 28 告示
2	魚見岳線	起点—鹿児島県指宿市（下吹越・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（魚見岳山頂）		魚見岳への到達車道として整備する。	昭62. 8. 28 告示
3	池田湖鏡池線	起点—鹿児島県指宿市（中浜・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（鏡池・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（玉ノ井・国立公園境界）		池田湖から鏡池への基幹車道及び到達道路として整備する。	昭62. 8. 28 告示
4	鰐池線	起点—鹿児島県指宿市（溝口・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（鰐温泉）		鰐温泉への到達道路として整備する。	昭 62. 8. 28 告示
5	根占・佐多線	起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（山本・国立公園境界） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（伊座敷・国立公園境界） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（伊座敷東・国立公園境界） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（島泊・国立公園境界） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（外之浦隧道・国立公園境界）	小浜 登尾 浮津 尾波瀬 大泊	佐多地区を南北に縦断する基幹車道として、展望に配慮して整備する。	昭62. 8. 28 告示 平17. 7. 12 告示
6	佐多岬線	起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（大泊・車道分岐点） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（佐多岬）	田尻	佐多岬自然探勝のための車道として整備する。	平 24. 3. 16 告示

b 步道

歩道を次のとおりとする。

(表 19 : 道路 (歩道) 表)

【桜島・奥錦江湾地区】

番 号	路線名	区 間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
1	袴腰鳥島溶岩探勝線	起点—鹿児島県鹿児島市（横山） 終点—鹿児島県鹿児島市（横山）	鳥島園地	桜島の西側に広がる溶岩原の自然探勝路として整備する。	昭62. 8. 28 告示
2	白銀坂線	起点—鹿児島県姶良市（尾崎・国立公園境界） 終点—鹿児島県姶良市（前ヶ原・国立公園境界）		歴史の道百選に選定されている白銀坂に相応しい探勝歩道として整備する。	平24. 3. 16 告示

【指宿・佐多地区】

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
3	根占辻岳線	起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（船石） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（船石・歩道合流点） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（宮之元・歩道分岐点） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（宮之元）		九州自然歩道への到達歩道として整備する。	昭62.8.28 告示

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
21	九州自然歩道	起点—鹿児島県指宿市（花瀬・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（山仲・国立公園境界） 起点—鹿児島県指宿市（脇塩屋・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（川尻・国立公園境界） 起点—鹿児島県指宿市（開聞登山口・歩道分岐点） 終点—鹿児島県指宿市（開聞岳山頂） 起点—鹿児島県指宿市（古川尻・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（長崎鼻） 終点—鹿児島県指宿市（岡児ヶ水・国立公園境界） 起点—鹿児島県指宿市（浜児ヶ水・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（福元・国立公園境界） 起点—鹿児島県垂水市（高峰・国立公園境界） 終点—鹿児島県垂水市（高峰・歩道合流点） 起点—鹿児島県霧島市（福山町福山・国立公園境界） 終点—鹿児島県霧島市（国分敷根・国立公園境界） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（大浜・国立公園境界） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（大久保・国立公園境界） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（上之河原・国立公園境界） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（垂水・国立公園境界） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（立神・歩道分岐点） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（下園・歩道合流点） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（炭屋・歩道分岐点） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（野尻野・歩道合流点） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（伊座敷・国立公園境界） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（島泊・国立公園境界） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（島泊・国立公園境界） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（外之浦・国立公園境界） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（大泊・歩道分岐点） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（御崎） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（宮之元・国立公園境界） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（船石・国立公園境界）	伏目 長崎鼻 開聞岳 開聞温泉 開聞崎 花瀬崎 若尊鼻 高峠 伊座敷 尾波瀬 大迫 辻岳 野首岳 大中尾高原 佐多岬 根占佐多断層崖	九州自然歩道として整備する。	昭62.8.28告示 (九州自然歩道、開聞岳登山線、御崎線) 平4.8.26告示(昭62.8.28告示路線の統合) 平24.3.16告示
22	雄川の滝線	起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（車道終点） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（雄川の滝）	雄川の滝	雄川の滝探勝のための歩道として整備する。	新規

(エ) 運輸施設
運輸施設を次のとおりとする。

(表 20 : 運輸施設表)

【指宿・佐多地区】

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
2	田尻港	係留施設	鹿児島肝属郡南大隅町（田尻）		佐多岬海中公園利用のための施設として整備する。	昭62. 8.28 告示
3	枇榔島	係留施設	鹿児島肝属郡南大隅町（枇榔島）		佐多岬海中公園利用のための施設として整備する	昭62. 8.28 告示

4 参考事項

(1) 過去の経緯

- 昭和 9 年 3 月 16 日 公園区域の指定（霧島国立公園）
- 昭和 39 年 3 月 16 日 錦江湾及び屋久島地域の公園区域の拡張に伴い名称を霧島屋久国立公園に改称
- 昭和 62 年 8 月 28 日 錦江湾地域の公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）
- 平成 4 年 8 月 26 日 九州自然歩道に関する公園計画の変更
- 平成 9 年 12 月 16 日 公園計画の変更（点検 1）
- 平成 17 年 7 月 12 日 公園計画の変更（点検 2）
- 平成 24 年 3 月 16 日 公園計画の変更（点検 3） 錦江湾地域の公園区域の拡張及び屋久島地域の分離に伴い名称を霧島錦江湾国立公園に改称

霧島錦江湾国立公園
(錦江湾地域)

公園区域及び公園計画変更書

[一部変更]

(環境省案)

平成 30 年 8 月 10 日

環 境 省

目 次

第1 公園区域の変更	1
1 変更理由	1
2 指定理由の変更内容	2
3 地域の概要の変更内容	6
4 変更する公園区域	19
第2 公園計画の変更	23
1 変更理由	23
2 基本方針の変更内容	24
3 規制計画の変更内容	28
(1) 保護規制計画及び関連事項	28
ア 特別地域	28
(ア) 第2種特別地域	30
(イ) 第3種特別地域	32
イ 関連事項	33
(ア) 普通地域	33
ウ 面積内訳	34
4 事業計画の変更内容	40
(1) 施設計画	40
ア 利用施設計画	40
(ア) 単独施設	40
(イ) 道路	41
a 歩道	41
5 参考事項の変更内容	47

第1 公園区域の変更

1 変更理由

霧島錦江湾国立公園は、昭和9年3月16日に霧島地域が霧島国立公園として指定され、昭和39年3月16日には錦江湾地域及び屋久島地域が追加指定され、霧島屋久国立公園に改称された。その後、平成24年3月16日には霧島地域及び錦江湾地域が霧島錦江湾国立公園として再編成され、屋久島地域が分離して新たに屋久島国立公園として指定された。

霧島錦江湾国立公園は、霧島火山帯に属する霧島地域、桜島を中心とする錦江湾地域からなる。

錦江湾地域は、我が国随一の海域カルデラ景観を有する奥錦江湾地区、姶良カルデラの南縁に位置する桜島を中心とする桜島地区、阿多南部カルデラとの関わりが深い開聞岳や池田湖等を含む指宿地区及び亜熱帶性植物が多く生育する本土最南端の佐多岬を含む佐多地区から構成され、自然景観の資質に加えて、自然と人文とが調和した特色ある景観を有している。

本地域では、昭和62年に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）並びに平成9年、平成17年及び平成24年に公園計画の点検が行われている。

今回変更は、政府の観光ビジョンに基づき、平成28年に開始した「国立公園満喫プロジェクト」の取組を先行的・集中的に進める公園の一つとして、当公園が選定されたことを受け、地域協議会において策定した「ステップアッププログラム2020」に基づく施策を推進するため、錦江湾地域において、公園計画の変更を行うものである。

公園区域については、当該地域を特徴づける複数の海域カルデラのうち、阿多カルデラと密接な関連を有する地域の風致景観上の保全を図るとともに、国立公園としての利用を促進する観点から、阿多カルデラと関わりの深い阿多火碎流によって形成された溶結凝灰岩台地が抉られて形成され、現在、大隅南部県立自然公園の一部となっている、佐多地区の「雄川の滝」、その下流の渓谷等の地域を新たに公園区域に編入する。一方、市街化等により風致景観の資質が低下した指宿地区の大山崎について公園区域の削除を行う。

2 指定理由の変更内容

指定理由を次のとおり変更する。

(表1：指定理由変更表)

1 指定理由	変更後	変更前
① <u>景観（同一風景形式中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地）</u>	<p>現行指定書に記載なし。</p> <p><u>霧島錦江湾国立公園は、北西から南東方向に約30kmにわたり、大小20座を超す火山が連なった霧島火山群を中心とする「霧島地域」と、姶良カルデラ及び阿多カルデラに関係をもつ火山地形を中心とする「錦江湾地域」の2つの地域からなる。</u></p> <p>「霧島地域」は、鹿児島県と宮崎県の県境に位置し、標高1,700mの韓国岳を最高峰として、コニード型火山の夷守岳、火口湖の大浪池、活動的な火山である新燃岳等多くの火山の集合体である霧島火山群を中心とし、火山地形の見本園のような、特異な景観を呈している。それを被う植生は、標高により暖帯から温帯にかけて森林が垂直的に分布し、また、火山活動等の影響によって山頂附近のミヤマキリシマ群落やえびの高原のアカマツ林が発達する等原始性の高い自然環境を有している。</p> <p>「錦江湾地域」は、鹿児島県の南部に位置する錦江湾全体で、湾奥部の奥錦江湾地区、湾内に浮かぶ桜島を中心とする桜島地区、薩摩半島の先端部である指宿地区及び大隅半島の先端部である佐多岬を中心とする佐多地区の四地区に分けられる。</p> <p>奥錦江湾地区は、姶良カルデラのカルデラ壁の一部である吉野や脇元、錦江湾最大の干潟を持つ重富海岸等、錦江湾やその背後にそ</p>	

びえる桜島と一体化した我が国随一の海域カルデラ景観を有している。

桜島地区は、姶良カルデラの南縁に位置し今なお活発な火山活動を続ける桜島を中心とし、全島溶岩流により成り立ち、錦江湾地域の景観の最大特徴となっている。

指宿地区は、阿多カルデラに関係をもつ鬼門平断層崖、成層火山の上に溶岩円頂丘をのせている開聞岳、カルデラ湖である池田湖の火山景観、干潮時に陸繫島となる知林ヶ島の海岸景観を有している。

佐多地区は、指宿地区と同じ阿多カルデラに関係を有する辻岳断層崖の景観を有し、佐多岬においては中生代から第三紀に堆積した四五十層群からなる山地が沈下し海食崖の景観を有している。

以上より、本国立公園は、20 座を超す火山が連なった霧島火山群、今なお活発に火山活動を続ける桜島、成層火山の開聞岳、海域カルデラを含む錦江湾、姶良カルデラ及び阿多カルデラに関係をもつ断層崖、カルデラ湖や火口湖等、多様な火山活動により形成された原生的景観を風景形式とした、我が国を代表する傑出した自然の風景地である。

② 規模（区域面積が原則として 3 万ha以上 ※海岸・島嶼の場合は 1 万ha以上）

本国立公園の区域面積は 74,460ha である。そのうち霧島地域は 20,386ha、錦江湾地域は 54,074ha である。

③ 自然性（原生的な景観核心地域が原則として約 2,000ha 以上 ※海岸の場合、20km、島嶼の場合には 1,000ha 以上）

本国立公園の原生的な景観核心地域は、「霧島地域」では、韓國岳、高千穂峰、獅子戸岳、新燃岳等の霧島火山群が核心地域で、コニーデ型火山の餌岳や夷守岳、火口湖の六觀音池や大浪池等の典型的な火山地形と山頂部のミヤマキリシマ群落や山麓部のモミ、ツカ、アカマツの原生林は原始性が高く景観的にも優れており、その区域面積は2,372haである。

「錦江湾地域」では、火山噴出物に覆われた荒涼とした裸地と火山荒原植生地、大正及び昭和の噴火により流出した溶岩で形成された溶岩原を有する桜島、山頂に溶岩円頂丘を乗せる溶岩景觀と森林景觀を有する開聞岳、スダジイ及びアカガシを中心とした常緑広葉樹の森林景觀が優れる辻岳であり、その区域面積は2,589haである。

④ 利用（大人数による利用が可能）

本国立公園の利用は、「霧島地域」では、えびの高原や高千穂河原を拠点とした韓国岳、高千穂峰を始めとする霧島山群への登山、火口湖等を廻る自然探勝のほか、霧島温泉の温泉利用、霧島神宮の参拝等が主な利用である。

「錦江湾地域」では、奥錦江湾地区においては、カルデラ壁や桜島と一体となった海域カルデラ景觀の風景鑑賞が主な利用である。桜島地区においては、鹿児島市街地を利用して拠点にしてフェリーを利用して桜島を訪れ、火山活動を続ける桜島の景觀や、袴腰及び有村等の溶岩原の風景を鑑賞することが主な利用である。指宿地区では、開聞岳、池田湖、長崎鼻及び知林ヶ島等の興味地点があり、温泉保養及び風景觀賞が主な利用である。佐多地区は、佐多岬及び雄川の滙が主たる興味地点であり、海岸探勝及び風景觀賞が主な利用である。

以上より、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定について」(平成25年5月17日付け環自国発第1305171号環境省自然環境局长通知)の別添「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領」のうち「1 国立公園及び国定公園の候補地の選定」に掲げる各要件を満たしている。

また、本国立公園のテーマを「霧島山塊、錦江湾、桜島火山～巨大カルデラ群が育む雄大な自然と実りの海」とし、多様な火山地形と海域景観を中心に、そこに育まれた豊かな文化や温泉・食等の恵み、壮大な歴史と神話を楽しむことができる公園として、これら風致景観の保全と適切な利用を推進するものである。

3 地域の概要の変更内容
地域の概要を次のとおり変更する。

(表2：地域概要変更表)

	変更後	変更前
2 地域の概要	<p>2 地域の概要</p> <p>本地区は鹿児島県の南部に位置する錦江湾全体で湾内に浮かぶ桜島と薩摩大隅半島の先端分である開聞、指宿及び佐多岬の三団地に分けられ、その現況及び特性は次のとおりである。</p> <p>(1) 景観の特性</p> <p>ア. 地形、地質</p> <p>奥錦江湾地区は、約2万9千年前の超巨大噴火に伴う大量の火山噴出物により地面が陥没してできた姶良カルデラに海水が流入することによって形成された錦江湾の奥部に当たり、その海域景観とともに、カルデラ壁の一部である吉野や脇元、若尊鼻、ユニークな形状の3つの小島からなる神造島、錦江湾最大の干潟を有する重富海岸を有する。</p> <p>桜島地区は、姶良カルデラの南縁に位置する桜島を中心とし、全島溶岩流により成り立ち、本地区的景観の最大特徴となっている。</p> <p>桜島は開聞岳と同じく完新世の火山であり、頂上部には三個の噴火口を持っている。この火山の噴火の歴史は判明しているものだけでも西暦716年以来、実際に25回に達し、これらの噴火に伴う溶岩流のうち文明(1471～1476)、安永(1776)、大正(1914)及び昭和(1946)の4溶岩流が顕著なものである。大正溶岩は島を埋没させ、瀬戸海峡を埋め、桜島を大隅半島と陸続きとさせた等、幾多の噴火によ</p>	<p>2 地域の概要</p> <p>本地区は鹿児島県の南部に位置する錦江湾全体で湾内に浮かぶ桜島と薩摩大隅半島の先端分である開聞、指宿及び佐多岬の三団地に分けられ、その現況及び特性は次のとおりである。</p> <p>(1) 景観の特性</p> <p>ア. 地形、地質</p> <p>奥錦江湾地区は、約2万9千年前の超巨大噴火に伴う大量の火山噴出物により地面が陥没してできた姶良カルデラに海水が流入することによって形成された錦江湾の奥部に当たり、その海域景観とともに、カルデラ壁の一部である吉野や脇元、若尊鼻、ユニークな形状の3つの小島からなる神造島、錦江湾最大の干潟を有する重富海岸を有する。</p> <p>桜島地区は、姶良カルデラの南縁に位置する桜島を中心とし、全島溶岩流により成り立ち、本地区的景観の最大特徴となっている。</p> <p>桜島は開聞岳と同じく完新世の火山であり、頂上部には三個の噴火口を持っている。この火山の噴火の歴史は判明しているものだけでも西暦716年以来、実際に25回に達し、これらの噴火に伴う溶岩流のうち文明(1471～1476)、安永(1776)、大正(1914)及び昭和(1946)の4溶岩流が顕著なものである。大正溶岩は島を埋没させ、瀬戸海峡を埋め、桜島を大隅半島と陸続きとさせた等、幾多の噴火によ</p>

り島の地形は大きく変貌している。

指宿地区は、阿多カルデラの輪郭の一部を構成し、10kmにわたり連続する鬼門平断層崖、成層火山の上に溶岩円頂丘をのせている開聞岳、独立したカルデラ湖であり九州最大の湖である池田湖、火口湖である鏡池、鏡池等のほか、干潮時に陸繫島となる知林ヶ島の海岸景観が見られる。

佐多地区は、指宿地区と同じく阿多カルデラ壁の一部である花崗岩の辻岳断層崖のほか、阿多火碎流によって形成された溶結凝灰岩台地を挟った雄川の渓谷景観を有している。本土最南端に当たる佐多岬では、中生代から第三紀に堆積した四十万層群からなる山地が沈下した断崖や、黒潮の波に侵食された海食崖の景観が見られる。

イ. 植生・野生生物

奥錦江湾地区では、錦江湾最大の干潟である重富干潟において、コメツキガニやハクセンシオマネキなど多種多様な生き物が確認されているほか、クロツラヘラサギをはじめとする多くの希少な野鳥が飛来する。また、海底の若尊海山周辺では、噴出する火山ガスを栄養源として生活するサツマハオリムシが生息する。姶良カルデラ壁の陸域においては、吉野に国指定の天然記念物のキイレツチトリモチの自生地がある。

桜島地区では、北西部の海岸沿いにアコウ群が見られるほか、噴火年代の異なる溶岩原に、遷移段階の異なる植生が形成されている。イタドリ、ススキ、クロマツ、タブノキまでが徐々に進入していく様子など遷移段階が観察できる学術的にも貴重な植生である。また、高峰ではサツツジが自生している。

指宿地区は阿多カルデラに関係をもつ鬼門平断層崖、成層火山の上に溶岩円頂丘をのせている開聞岳、小型のカルデラ湖である池田湖、マールである鏡池、鏡池等を有している。

佐多地区は指宿地区と同じく阿多カルデラに関係を有する花崗岩の辻岳断層崖を有し、九州本土の最南端に当たる佐多岬は中生代から第三紀に堆積した四十万層群からなる山地が沈下したものである。

イ. 植生

桜島の海岸部にはアコウが見られる他、学術上貴重なものとして熔岩の噴出時代別の植生侵入過程が見られ、吉野には、国指定の天然記念物のキイレツチトリモチの自生地がある。

<p>指宿地区は、北限種や南限種が見られることが特徴で、指宿の田良から潟口にかけての海浜には、南方系植物のグンバイヒルガオ群落が、鬼門平にはタムラソウ、オオバショウマ、ヒゴスマミレ等の北方系植物が見られる。また、当該地区には、シユロソウの県内唯一の自生地が見られる。竹山は、野生のソテツに全山覆われているが、同時に北方系のノハラクサフジ、キキヨウラン及びナガサキマンネングサ等が見られ、北方系と亜熱帯系の植物がともに生育する珍しい場所である。開聞岳は、山頂が雲霧林となつており、ギボウシラン、ナツムギラン、ミヤマウズラが樹上に、ギボウシラン、ナツエビネが岩上に着生している。<u>池田湖</u>、饅池はベニトンボの貴重な生息地となつてゐるほか、ひょうたん池にはベッコウトンボが生息している。</p>	<p>指宿地区では、北限種や南限種が見られることが特徴で、指宿の田良から潟口にかけての海浜には、南方系植物のグンバイヒルガオ群落が、鬼門平にはタムラソウ、オオバショウマ、ヒゴスマミレ等の北方系植物が見られる。また、ここは、シユロソウの県内唯一の自生地である。竹山は、野生のソテツに全山覆われているが、同時に北方系のノハラクサフジ、キキヨウラン、ナガサキマンネングサ等が見られ、北方系と亜熱帯性の植物がともに成育する珍しい場所である。開聞岳は、山頂が雲霧林となつており、ギボウシラン、ナツムギラン、ミヤマウズラが樹上に、ギボウシラン、ナツエビネが樹上に着生している。</p>
<p>佐多地区では亜熱帯植物が連続して生育している。特に佐多岬ではフカノキ、ホルトノキ、モクタチバナ等が高木層を形成している。林床にはオノノクマタケラン、オオイワヒトデ、クリズモが優占し、当該地を北限とするシマウリノキ、ホルトカズラ等多数の南方系植物が見られ、亜熱帶樹林の様相を呈している。また、海岸の断崖等のソテツ自生地及び、辺田地区のヘゴ自生北限地帯は、国指定特別天然記念物に指定されている。辻岳には、サタツジが多く、スダジイ、アカガシを主体とした常緑広葉樹林でモクレイシ、ヘツカニガキ等も見られる。野首岳には、ヒカゲツツジ、シマサクラガシ、オソツツジ等のオソツツジ等の植物が見られる。辻岳や野首岳は、サシバなど各種の渡り鳥の「渡り」の要所となつてゐる。</p> <p>海中には、黒潮の影響を受けて、色鮮やかな石サンゴ類やトサカ類、チョウチョウウオ、ソラズメダイ等の亜熱帯性の魚類が豊富</p>	<p>佐多地区では、亜熱帯性植物が連続して生育している。特に佐多岬では、フカノキ、ホルトノキ、モクタチバナ等が高木層となり、林床にはオノノクマタケラン、オオイワヒトデ、クリズモが優占し、この地を北限とするシマウリノキ、ホルトカズラ等多数の南方系植物が見られ、亜熱帶樹林の様相を呈している。</p> <p>また、海蝕崖には、ソテツが自生している。この他辻岳には、サタツジが多く、スダジイ、アカガシを主体とした常緑広葉樹林でモクレイシ、ヘツカニガキ等も見られる。</p> <p>野首岳には、ヒカゲツツジ、シマサクラガシ、オソツツジ等の植物が見られる。</p>

に見られ、佐多及び桜島に海域公園地区が指定されている。また、
錦江湾内にはミナミハンドウイルカをはじめとしたイルカ類が 2~
300 頭程度、定住・回遊している。

ウ. 動物

指宿・佐多地区は南方系の動物が豊富で、貴重な動物相がみられる。

昆蟲類では、ツマベニチョウ、タテハモドキなどの珍しい蝶類や池田湖、鰻池にのみ生息するベニトンボ等が見られる。特に佐多地区ではクロワツクツク(北限)、オビルカマキリ、ケナガカミキリ、オオフタホシテントウ等の甲虫が見られる。

鳥類は、山川町の俣川川にカツオドリ、ウミウが生息し、池田湖、鰻池ではカモ類、カンムリカツブリをはじめとするカツブリ類が見られる。また、辻岳など佐多地区の山岳地は、サシバなど各種の渡り鳥の「渡り」の要所となっている。ハ虫類では、指宿市及び山川町に本土では唯一のメクラヘビが生息する。池田湖と鰻池には、オオウナギが生息している。

ウ. 自然現象

重富海岸では太潮の干潮時に錦江湾で最も広大な干潟が出現する。桜島は我が国で最も活発に活動している火山であり、爆発による噴煙や火山灰の空中放出をはじめとする各種の火山現象が日常的に見られる。また、桜島の北側海底部では噴火活動に伴う火山ガスの噴出により、「たぎり」と呼ばれる気泡を海面で観察することができる。指宿地区は、指宿、鰻、開聞、山川など温泉が豊富であり、特

エ. 自然現象

桜島は我が国で最も活発に活動している火山であり、爆発による噴煙火碎物の空中放出をはじめとする各種の火山現象が見られる。指宿、鰻、開聞、山川など温泉が豊富であり、特に鰻池では、噴気噴湯などの地熱現象が顕著である。

に饅池では、噴気噴湯などの地熱現象が顕著である。

エ. 文化景観

桜島火山は、過去何回も大噴火により人命や財産に多大の損害をもたらしたが、その災害の証として、大正（1914）の噴火による黒神の埋没鳥居や当時の惨状を伝える碑などがある。
吉野には、桜島を借景にした名園、磯庭園がある。
開聞岳は、その美しい山容から「薩摩富士」と称され親しまれ、指宿地区の強力なランドマークとなっている。

（2）利用の現況

奥錦江湾地区においては、カルデラ壁や桜島と一体となった錦江湾の海域カルデラ景観の風景鑑賞、干潟や岩礁における探勝や海水浴、釣り等の水辺の自然体験、磯庭園及び集成館の観覽が主要な利用形態となっている。
桜島地区においては、鹿児島市街地を利用拠点にしてフェリーを利用して桜島を訪れる利用が大部分を占めており、近年は海外からの利用客も増加している。湯ノ平や有村等からの桜島の景観や火山活動の風景鑑賞が主な利用であり、袴腰を中心とした地域では火山活動を体験するエコツアープログラムの展開が、海域ではシーカヤック等の利用が見られる。

指宿地区においては、指宿温泉、池田湖、開聞岳及び長崎鼻など従来からの観光拠点における温泉保養や風景鑑賞に加え、陸繫島で干潮時に渡島ができる知林ヶ島の自然探勝や、九州自然歩道を活用した自然探勝の利用も増加し、火山、温泉、湖沼、海岸等変化に富んだ景観と亜熱帯性の気候

オ. 人文その他特殊景観

桜島火山は、過去何回も大噴火により人命や財産に多大の損害をもたらしたが、その災害の証として、大正（1914）の噴火による埋没鳥居や当時の惨状を伝える碑などがある。
吉野には、桜島を借景にした名園、磯庭園がある。
開聞岳は、その美しい山容から「薩摩富士」と称され親しまれ、指宿地区の強力なランドマークとなっている。

（2）利用の現況

奥錦江湾地区においては、カルデラ壁や桜島と一体となった錦江湾の海域カルデラ景観の風景鑑賞、干潟や岩礁における探勝や海水浴、釣り等の水辺の自然体験、磯庭園及び集成館の観覽が主要な利用形態となり、公園指定当時に比べ利用者数が激減し、その利用形態も単なる立ち寄り型に変化し、興味対象地である溶岩原の展望地、有村及び袴腰園地からの展望が大部分を占める。
この地区の利用ルートは、鹿児島市を利用拠点にフェリーを利用して桜島を訪れるものが大部分を占めている。吉野地区については、磯庭園及び集成館の利用者が全てである。
指宿地区には、指宿温泉、池田湖、開聞岳、長崎鼻と、それぞれ性格を異にする興味地点があり、利用のための基幹となる道路（国道226号、指宿スカイライン等）が整備され、南九州広域観光の一環として、主として観光バスと自家用車利用によるハイキング、海水浴等日帰り型のレクリエ

と植生から醸しだされたる南国の明るい雰囲気を求めての通年型利用がなされている。

佐多地区においては、本土最南端の佐多岬と雄川の滝が主たる興味地點であり、亜熱帶性植物と黒潮が洗う海岸の勇壮な断崖景観は第一級で、海岸探勝、風景探勝の適地であり、海域公園地区においては半潜水艇による海中景観の探勝利用も行われている。

ーションが盛んであるが、古くからの温泉場としても著名であり、国民休暇村等の整備により、滞在型の利用も伸びている。火山、温泉、湖沼、海岸と変化に富んだ景観と亜熱帯を思わせる気候と植生により、通年型利用がなされている。

佐多地区は、本土最南端の佐多岬が主たる興味地點であるが、亜熱帶型植生と勇壮な断崖景観は、第一級の興味対象であり、四季を通じてハイキング、磯遊び、風景探勝の適地である。

佐多岬利用の基幹となる道路（国道 269 号等）も整備されているが、都市圏から遠距離にあるため南九州広域観光の一環として、主として観光バスによる日帰り利用が極めて多い。指宿、佐多の両地区を結ぶ海路もあり、将来は一体的な利用が増えることが期待される。

現在の利用者数は、年間平均指宿地区 300 万人、佐多地区 30 万人である。

(3) 社会的経済的背景

ア. 土地所有別（陸域）

国有地 1,748ha

公有地 3,104ha

私有地 11,363ha

(3) 社会的経済的背景

ア. 土地所有別

桜島地区は、山頂部が国有林（403.893ha）である外、袴腰附近に文部省（鹿大）用地が国有地補してあり、公有地としては鹿児島市有村町及び黒神町の大正溶岩原（旧海面）がある。なお、桜島町の大正溶岩原（旧海面）の大部分（一部は前記文部省用地）は桜島農協所有地である。

吉野地区については、全城民有地である。

指宿地区は開聞岳及び海岸線の一部に国有林と公有林がある外、指宿集団施設地区内に環境庁所管地がある。

なお、池田湖、鰻池、鏡池については、從来公有地としてとり扱

つてある。

佐多地区は、辻岳断層崖棱線部、佐多岬及び海岸線の一部に国有林と公有林がある外、佐多大泊に文部省（鹿児島大学）の演習林（299ha）がある。

(単位 : ha)

地区名	国有地	公有地	民有地	計
桜島	467	1,185	5,677	7,329
指宿	718	1,658	2,779	5,155
佐多	565	225	2,574	3,364
合計	1,750	3,068	11,030	15,848

イ. 人口及び産業

(平成27年国勢調査)

市町名	世帯数(世帯)	人口(人)
鹿児島市	<u>270,269</u>	<u>599,814</u>
(上記のうち桜島内)	<u>1,505</u>	<u>3,336</u>
霧島市	<u>54,334</u>	<u>125,857</u>
姶良市	<u>31,435</u>	<u>75,173</u>
垂水市	<u>6,988</u>	<u>15,520</u>
指宿市	<u>18,509</u>	<u>41,831</u>
南大隅町	<u>3,559</u>	<u>7,542</u>

イ. 人口及び産業

(昭和60年国勢調査)

市町名	世帯数(世帯)	人口(人)
鹿児島市		190,217
(上記のうち桜島内)		998
垂水市		8,279
桜島町		1,787
指宿市		11,940
山川町		4,414
開聞町		2,895
根占町		2,743
佐多町		2,043

ウ. 権利制限関係

ヴ. 権利制限関係

(ア) 保安林

(ア) 保安林 (面積 : ha)					
種類	位置	重複面積	種類	位置	重複面積
水源防護林	姶良市地内	107.7	土砂流出防備	鹿児島市桜島町地内	64.8
	鹿児島市白岳国有林内	378.7		鹿児島市御岳国有林内	12.1
	鹿児島市松ヶ嶽国有林内	49.8		鹿児島市横平国有林内	26.6
	鹿児島市高岩国有林内	8.7		鹿児島市黒土ノ平国有林内	6.2
	鹿児島市上床国有林内	23.6		鹿児島市垂水市地内	19.9
	指宿市開闢地内	5.9		指宿市山川地内	0.1
	指宿市山川地内	13.6		肝属郡南大隅町根占地内	21.9
	肝属郡南大隅町佐多地内	81.4		鹿児島市地内	5.4
土砂崩壊防備	鹿児島市桜島町地内	4.5		鹿児島市垂水市地内	0.1
	指宿市開闢地内	5.1		指宿市地内	2.3
	指宿市山川地内	8.4		指宿市開闢地内	2.8
					8.4

(面積 : ha)

(ア) 保安林

(面積 : ha)

		肝属郡南大隅町根占地内	0.6		肝属郡根占町地内	2.34	大 6. 4. 9
		肝属郡南大隅町佐多地内	0.3		肝属郡根占町地内	4.28	明 37. 9. 6 〔大 6. 4. 9〕
防風	鹿兒島市地内		48.5		肝属郡根占町盤瀬国有林内	0.27	大 7. 12. 17
	姶良市地内		0.1		肝属郡根占町宮ノ尾国有林内	0.65	大 5. 12. 28
	指宿市山川地内		0.3		肝属郡根占町阿保谷国有林内	0.35	大 5. 12. 28
	肝属郡南大隅町佐多地内		3.1		肝属郡根占町小立目国有林内	2.12	大 7. 10. 18
	肝属郡南大隅町 前平国有林内		1.3		肝属郡根占町恵美須平国有林	1.10	大 7. 12. 17
潮害防備	指宿市地内		4.2		内	1.61	大 6. 4. 9
	指宿市山川地内		32.9		肝属郡佐多町地内	34.88	大 6. 4. 9
	指宿市 長山国有林内		4.0		肝属郡佐多町地内	2.41	大 6. 4. 9
	指宿市 湧山国有林内		1.0		肝属郡佐多町地内	9.25	大 6. 4. 9
干害防備	肝属郡南大隅町根占		1.3		肝属郡佐多町地内	6.77	大 7. 4. 9
	肝属郡南大隅町 烏賊ノ浦国有林内		2.7		肝属郡佐多町地内	5.76	大 7. 4. 9
	肝属郡南大隅町 馬籠下岳国有林内		5.4		肝属郡佐多町地内		
落石防止	姶良市地内		0.7		公衆の保健	218.75	昭 54. 11. 13
	肝属郡南大隅町根占地内		15.2		指宿郡開聞町開聞岳国有林内	65.72	昭 58. 12. 13
	肝属郡南大隅町佐多地内		59.5		肝属郡根占町辺田国有林内		
魚つき	肝属郡南大隅町 宮ノ尾国有林内		0.6		指宿郡山川町地内	16.82	大 3. 12. 5 〔大 7. 4. 9〕
	肝属郡南大隅町 河保谷西平国有林内		0.3				大 7. 7. 6
	肝属郡南大隅町 小立目国有林内		2.2				大 8. 5. 23
	肝属郡南大隅町 恵比須平国有林内		1.1				
保健	指宿市開聞地内		3.6		指宿防備兼	昭 56. 3. 23	
	指宿市 開聞嶺 (十町) 国有林内		350.9		公衆の保健	6.65	〔大 3. 12. 5 大 7. 4. 9〕
	指宿市 開聞嶺 (川尻) 国有林内		295.1				〔昭 56. 3. 23〕
	肝属郡南大隅町 辺田国有林内		161.7				

保健・魚つき	指宿市開闢地内	1.8	揖宿郡山川町地内	11.01	〔大3.12.5 大7.4.9 昭35.6.3〕
	指宿市開闢嶺(十町)国有林内	4.6			
	指宿市脇崎ノ上国有林内	21.8			
	肝属郡南大隅町佐多内地内	1.1			〔昭48.9.17 昭56.3.23〕
	肝属郡南大隅町黒瀬国有林内	45.1			
	肝属郡南大隅町山瀬国有林内	5.2			
	肝属郡南大隅町御崎国有林	67.1	魚つき兼公衆の保健	9.10	〔大3.12.5 大7.12.17 昭54.9.17 昭58.12.13〕
	指宿市開闢地内	13.1	揖宿郡開闢町地内	67.94	〔大3.12.5 大7.12.17 昭54.9.17 昭58.12.13〕
	指宿市山川地内	9.0	肝属郡佐多町御崎国有林内	45.17	〔大5.12.28 昭58.12.13〕
	始良市地内	1.2	肝属郡佐多町黒瀬国有林内	5.29	〔大7.12.17 昭58.12.13〕
保健・防風	指宿市山川地内	1.1	肝属郡佐多町山瀬国有林内		
風致	鹿児島市地内	45.5			
	垂水市地内	4.0			

(イ) 鳥獣保護区
(面積 : ha)

名称	位置	重複面積	重複面積	指定年月日
西桜島鳥獣保護区	鹿児島市	1,060	1,060	昭57.11.1
磯鳥獣保護区	鹿児島市	205	205	昭57.11.1
沖小島鳥獣保護区	鹿児島市	5	5	35
		[平29.11.1] [特保5]		
池田湖鰻池鳥獣保護区	指宿市	1,713	1,713	〔昭61.11.1 迄〕
長崎鼻鳥獣保護区	指宿市	400	400	1,713 昭59.11.1
		(海域含む)		

<u>山川小学校鳥獣保護区</u>	<u>指宿市</u>	<u>35</u>	<u>平24.11.1</u>	<u>佐多岬鳥獣保護区</u>	<u>肝属郡佐多町地内</u>	<u>1,153 (うち特保157)</u>	<u>昭57.9.20 (昭57.11.1)</u>
<u>魚見岳・知林ヶ島鳥獣保護区</u>	<u>指宿市</u>	<u>301</u>	<u>平24.11.1</u>				
<u>高崎鳥獣保護区</u>	<u>垂水市</u>	<u>23</u>	<u>平29.11.1</u>				
<u>江之島鳥獣保護区</u>	<u>垂水市</u>	<u>10</u>	<u>平27.11.1</u>				
<u>根占鳥獣保護区</u>	<u>南大隅町</u>	<u>76</u>	<u>平28.11.1</u>				
<u>佐多岬鳥獣保護区</u>	<u>南大隅町</u>	<u>1,118</u>	<u>平24.11.1</u>				
		<u>[特保157]</u>	<u>〔平24.11.1〕</u>				
			<u>(海域含む)</u>				

(ウ) 史跡名勝天然記念物

区分	名称	位置	指定年月日	位置	指定年月日
国指定史跡	鹿児島紡績所跡	鹿児島市吉野町磯	昭34.2.25	鹿児島市吉野町磯	昭34.2.25
	旧集成館附寺山	鹿児島市吉野町磯	昭34.2.25	鹿児島市吉野町磯	昭34.2.25
	炭窯跡 開吉の疎水溝				
佐多旧薬園	肝属郡南大隅町佐多伊座敷	昭7.10.19	佐多旧薬園	肝属郡佐多町伊座敷	昭7.10.19
大口筋 白銀坂	姶良市姶良町大字脇元	平18.7.28	仙巖園附花倉御仮屋庭園	鹿児島市吉野町磯	昭33.5.15
龍門司坂			県指定名勝 桜島	鹿児島市、鹿児島郡桜島町	昭29.3.15
国指定名勝	仙巖園附花倉御仮屋庭園		国特別指定天然記念物 ツサジヒメツツジ	揖宿郡山川町、肝属郡南佐多町	昭27.3.29
県指定名勝	桜島	昭29.3.15			

国指定特別天然記念物	鹿児島県のソテツ自生地	指宿市山川町、肝属郡南大隅町	昭27.3.29	国指天然記念物	キイレツチトリモチ産地	鹿児島市吉野町	大10.3.3
国指定天然記念物	キイレツチトリモチ産地	鹿児島市吉野町	大10.3.3	ヘゴ自生北限地	肝属郡根占町	大15.10.27	
	ヘゴ自生北限地	肝属郡南大隅町	大15.10.27	県指定天然記念物	特殊羊歯及び蘚類の自生地	鹿児島市東桜島町	昭35.6.20
県指定天然記念物	伏目海岸の池田噴気帶	指宿市山川福元	平26.4.22	噴火により埋没した鳥居及び門柱	鹿児島市東桜島町	昭33.4.28	
	火碎流堆積物と噴氣帶			繩状玄武岩	指宿市開聞協浦花瀬崎	昭29.5.24	
特殊羊歯及び蘚類の自生地	鹿児島市東桜島町	昭35.6.20					
噴火により埋没した鳥居及び門柱	鹿児島市黒神町	昭33.4.28					
繩状玄武岩	指宿市開聞脇浦花瀬崎	昭29.5.24					

(エ) その他

海岸保全区域

(単位 : km)

区分	位置	重複延長	重複延長
農林水産省農村振興局・水産庁所管	鹿児島市地内	0.9	1.1
	指宿市地内	2.3	0.3
	垂水市地内	3.1	0.2
	霧島市地内	8.3	1.0
	姶良市地内	6.1	4.2

		肝属郡南大隅町地内	<u>0.9</u>		肝属郡佐多町地内	<u>0.6</u>
国土交通省河川 局所管	鹿児島市地内		<u>7.5</u>	建設省所管	指宿市地内	<u>2.7</u>
	指宿市地内		<u>7.4</u>		揖宿郡山川町地内	<u>1.1</u>
	垂水市地内		<u>8.6</u>		揖宿郡開聞町地内	<u>1.0</u>
	霧島市地内		<u>6.9</u>		肝属郡根占町地内	<u>1.2</u>
	姶良市地内		<u>0.5</u>		肝属郡佐多町地内	<u>1.8</u>
	肝属郡南大隅町地内		<u>2.6</u>			
	鹿児島市地内		<u>1.3</u>			
国土交通省港湾 局所管	指宿市地内		<u>2.4</u>			
	垂水市地内		<u>0.6</u>			
	霧島市地内		<u>0.3</u>			
	肝属郡南大隅町地内		<u>0.7</u>			

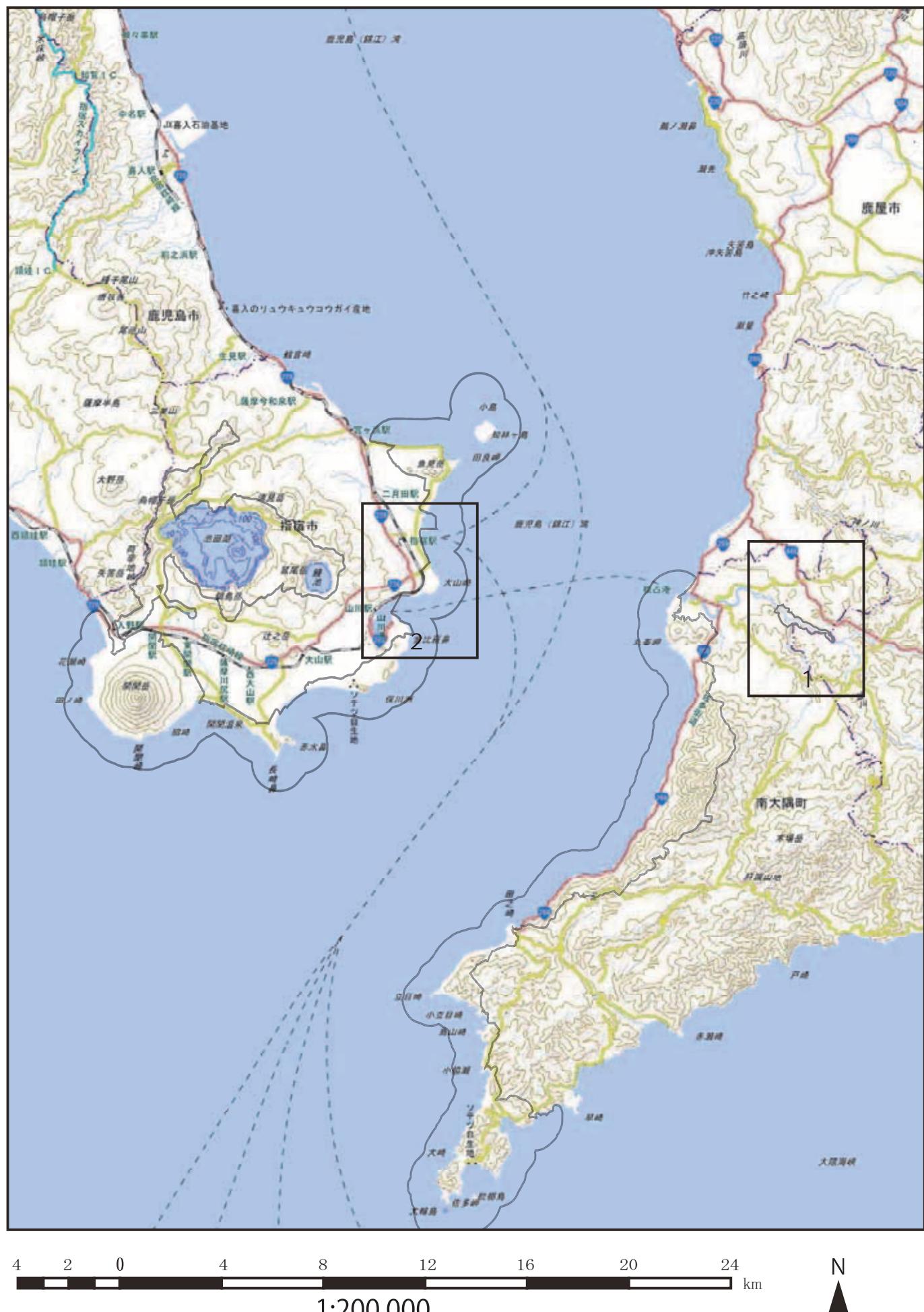
4 變更する公園区域

霧島錦江湾国立公園の区域の一部を次のとおり変更する。

(表3：公園区域（陸域）変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	鹿児島県肝属郡南大隅町 根占川北、根占川南の各一部	阿多カルデラと密接な関連を有する地域の風致 景観上の保全を図ること及び国立公園としての利 用を促進する観点から、阿多カルデラと開わりの 深い阿多火碎流によって形成された溶結凝灰岩台 地が抉られて形成された「雄川の滝」及びその下 流の渓谷等を大隅南部県立自然公園から振り替え て国立公園の区域に編入する。	95 $\left[\begin{array}{l} \text{国 } 0 \\ \text{公 } 4 \\ \text{私 } 91 \end{array} \right]$
2	削除	鹿児島県指宿市内 国有林南薩森林計画区85林班の一部 鹿児島県指宿市 大字十二町の一部	市街化が進み、風致景観の保全を図る必要性が 乏しくなったため、公園区域から削除する。 $\triangle 76$	$\left[\begin{array}{l} \text{国 } \triangle 4 \\ \text{公 } \triangle 0 \\ \text{私 } \triangle 72 \end{array} \right]$

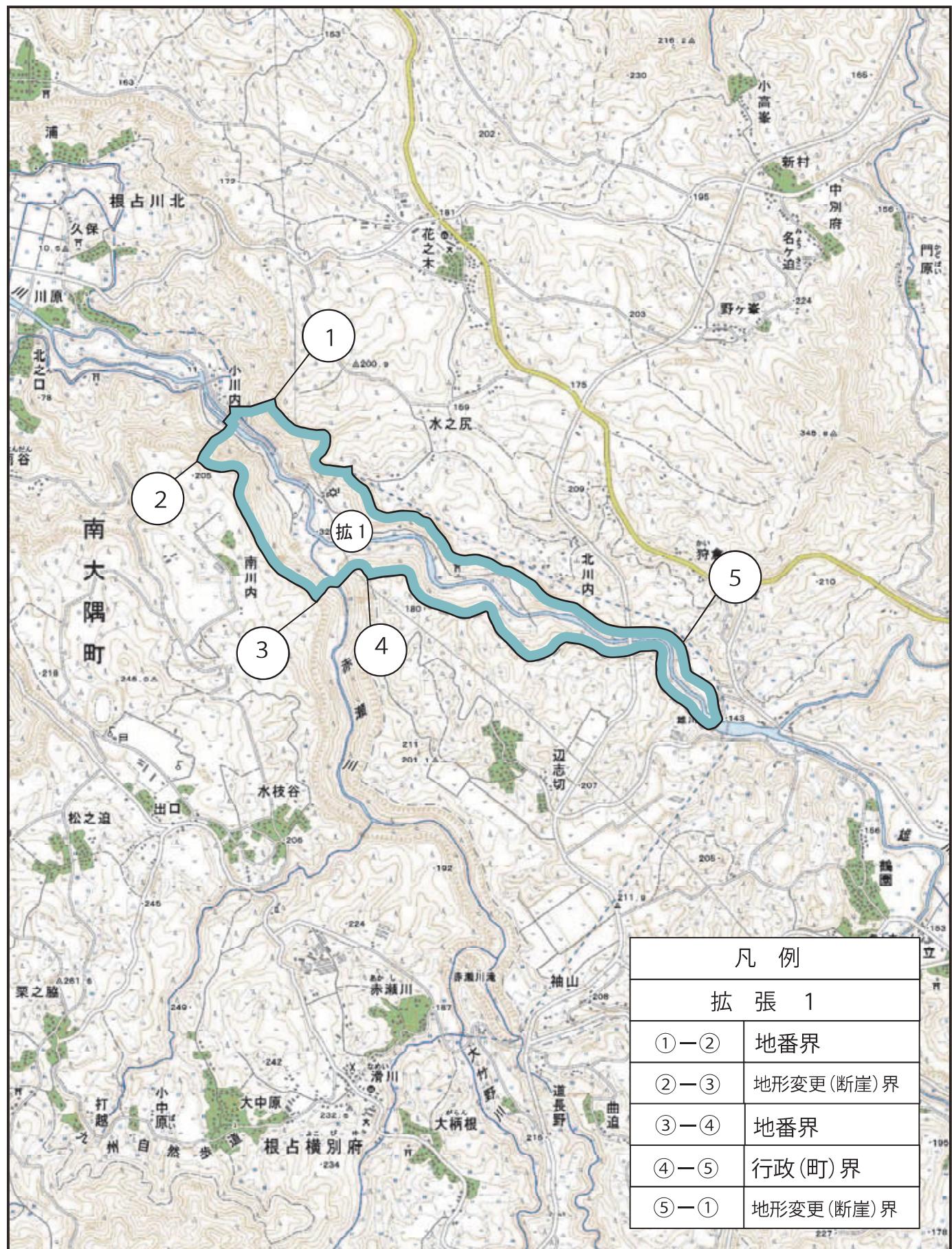
霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域) 区域変更位置図



1:200,000

- 20 -

霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域)区域変更図 1

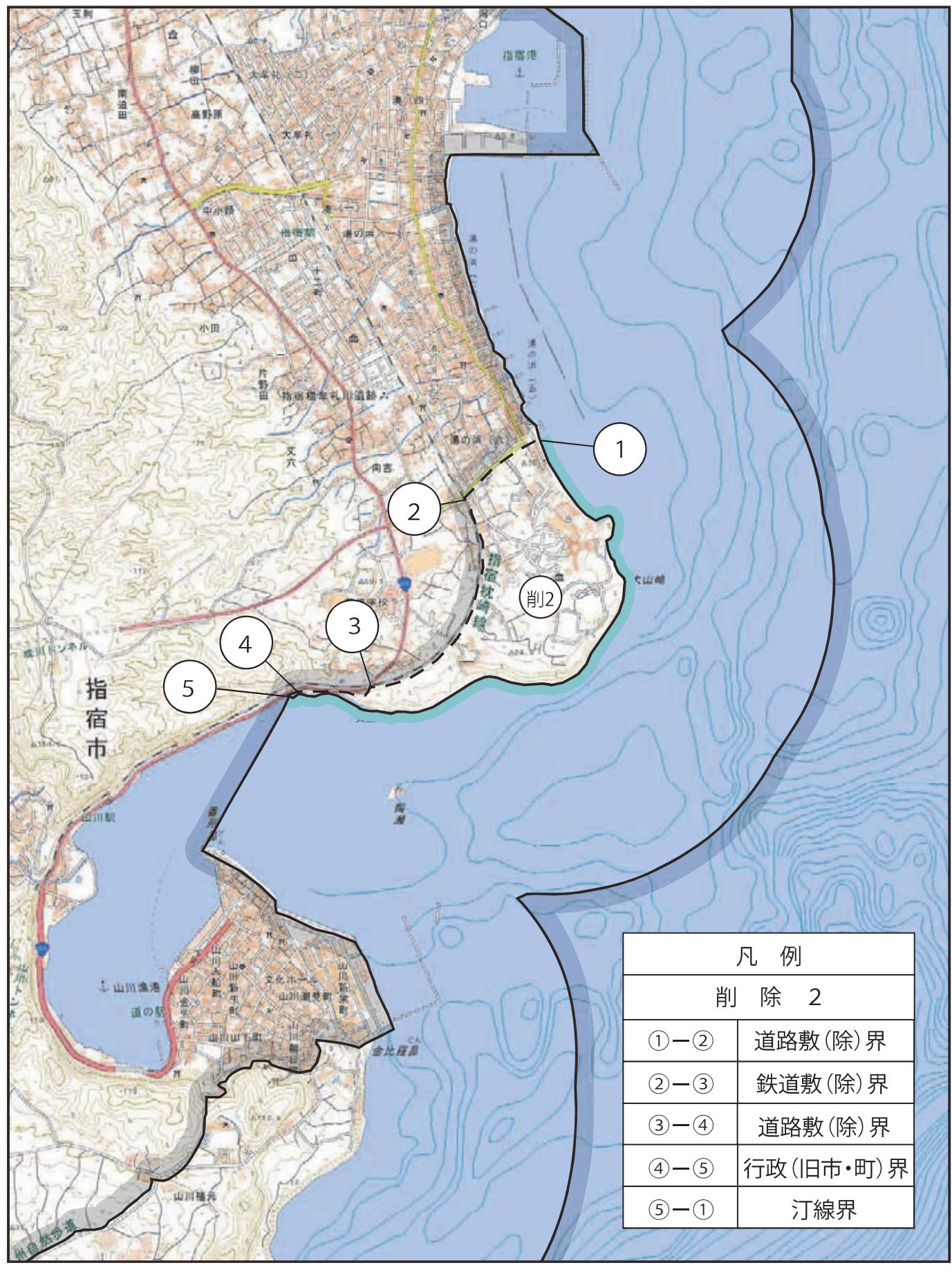


500 250 0 500 1,000 1,500 2,000 2,500 3,000

1:25,000

— 21 —

霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域) 区域変更図 2



500 250 0 500 1,000 1,500 2,000 2,500 3,000

1:25,000

— 22 —



第2 公園計画の変更

1 変更理由

霧島錦江湾国立公園錦江湾地域は、政府の観光ビジョンに基づき、平成28年に開始した「国立公園満喫プロジェクト」の取組を先行的・集中的に進める公園の一つとして、当公園が選定されたことを受け、地域協議会において策定した「ステップアッププログラム2020」に基づく施策を推進するため、公園計画の変更を行うものである。

保護規制計画については、新たに区域を拡張する「雄川の滝」、その下流の渓谷等の地域は、現在、全域が大隅南部県立自然公園の普通地域に指定されているが、当該地域を特徴づける重要な景観要素であることから、自然環境の保全及び風致を維持するため、一部を特別地域として計画する。また、市街化等により自然の資質が低下した大山崎については、最小限の公園区域の削除を行うものとする。さらに、ゴルフ場や果樹園等が整備され、公園の資質に変化が見られる開聞岳山麓については、資質に即した地種区分の変更を行う。

利用施設計画については、社会情勢の変化や利用実態、今後の利活用のされ方を十分に考慮し、風致景観への影響も踏まえて検討を行う。

2 基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表4：基本方針変更表)

	変更後	変更前
1 基本方針	<p>霧島錦江湾国立公園の錦江湾地域は、今なお活発に火山活動を続ける桜島、成層火山の開聞岳のほか、我が国唯一の海城カルデラ景観をする錦江湾、点在するカルデラ湖や火口湖、カルデラ壁等、多様な火山活動により産み出された原生的景観を有している。</p> <p>本地域においては、これらの火山地形や海城景観を鑑賞する登山、自然探勝や温泉利用が主体となっている。</p> <p>この誇るべき貴重な風致景観を保護し、その適切な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定めることとする。</p>	<p>1 基本方針</p> <p>(1) 現況及び特性 　　本地区は鹿児島県の南部に位置する錦江湾全体で湾内に浮かぶ桜島と薩摩大隅半島の先端部である開聞、指宿および佐多岬の三団地に分かれ、その現況および特性は次のとおりである。</p> <p>ア. 地形、地質 　　桜島地区は所謂姶良カルデラの中央火口丘である桜島を中心とし、カルデラ壁の一部である吉野早崎の断崖を含む一帯である。桜島岳は開聞と同じく第四紀の火山であり頂上部には三箇の噴火口を持っている。この火山の噴火の歴史はその判明せただけでも西暦716年以来実に25回の多きに達し全島熔岩流によって成り立ち本地区の最大特徴となっている。</p> <p>これ等熔岩流のうち顯著なものは文明、安永、大正及び昭和の4熔岩流である。</p> <p>指宿地区は阿多カルデラに關係をもつ鬼門平断層崖、ユニトロイデ型の火山の開聞岳、火山性陥没湖の池田湖、火山湖の鏡池、マール式火口湖の鏡池等を有している。</p> <p>佐多地区は指宿地区と同じく阿多カルデラに關係を有する花崗岩の辻岳断層崖を有し、九州本土の最南端に当る佐多岬は中生層とみなされる水成岩と花崗岩の地層が傾動して沈下したものと云われる。</p>

イ. 地被

桜島地区では海岸線附近のアコウのほか特筆すべきものはない、が、熔岩の噴出時代別の植生侵入過程が見られることが生態学上興味がある。

指宿地区及び佐多地区は亜熱帯植物が多く特に佐多岬はすぐれた植物景観を呈している。指宿地区の長崎鼻附近はソテツの北限自生地である。佐多地区では大浜附近より佐多岬まで亜熱帶性植物が連続して入り特に佐多岬のビロウ、ソテツ林等は優れています。

ウ. 特殊景観

桜島は我が国の活火山の代表の一つであり、南岳頂上部では噴気、噴煙現象が見られ温泉として古里があり、区域に接して海浮がある。

開聞地区には指宿温泉を始めとして、饅、開聞、山川等温泉が豊富であり、饅では噴気噴湯現象が見られ指宿海岸では砂風呂が珍しい。

佐多地区には特に顕著なものがないが辻岳頂上部には各種候鳥類の渡来退去の要所となっており春秋には壯觀である。なお、文化的景観として顕著ものは少ないが、桜島地区の磯の旧薩摩藩邸及び開聞地区の枚聞神社がある。

エ. 産業関係

桜島地区における風致保護と抵触すると考えられる産業は殆どなく、僅かに大正熔岩流於ける採石および中腹以下のクロマツ林における零細な林業がある。なお、中腹以下の果樹園及び農耕地は第三種特別地域とすることで抵触はない。指宿地区は最も開発の進んでいる地区で極力産業との抵触をさ

けるため海岸線の保安林地帯及び開聞岳、池田湖、饅池の周辺並びに池田断層崖について規制するので農、林業上との摩擦はない。
佐多地区における辻岳の断層崖の民有林は新巣林でその地形から伐作業を行っており佐多岬付近は国有林の保護林と鹿儿島大学演習林で抵触する点はない。

(1) 保護に関する方針

- ア. 錦江湾地域は、桜島や開聞岳等の火山、池田湖等のカルデラ湖や火口湖、各カルデラに関する断層崖等の各種火山地形を有し、また、指宿地区及び佐多地区においては、優れた亜熱帶植物景観を有するので、これらの保護に重点をおき計画するものとする。
- イ. 奥錦江湾地区においては、吉野、脇本のカルデラ壁や重富海岸、神造島、若尊鼻について、現景観の保護につとめるものとする。
- ウ. 桜島地区においては、山頂部周辺及び景観の最大特徴である熔岩流のうち、最も新しい昭和、大正溶岩の大部分の地域について特別保護地区を計画し厳正な保護をはかるとともに周辺部につけた断層崖等に現景観の保護につとめるものとする。
- エ. 指宿地区においては、開聞岳中腹より上部を特別保護地区に計画する。また、鬼門平断崖、池田湖、饅池、竹山、長崎鼻、知林ヶ島等についても現景観の保護につとめるものとする。
- オ. 佐多地区においては、佐多岬付近のソテツ、ビロウ等の亜熱帶性植物景観と、辻岳周辺の常緑広葉樹林の保護に重点を置くものとする。また、辻岳断層崖や雄川の滝についても現景観の保護につとめるものとする。

(2) 保護に関する方針

- ア. 本公園のうち本地区は、桜島開聞岳等の火山、池田湖等の火山性陥没湖、各カルデラに関する断層崖等、各種地形と立地条件によりしてすぐれた亜熱帶植物景観を有するので、これらを保護に重点をおき計画するものとする。
- イ. 桜島地区においては山頂部周辺及び景観の最大特徴である熔岩流のうち、最も新しい昭和、大正溶岩の大部分の地域について特別保護地区を計画し厳正な保護をはかるとともに周辺部につけた断層崖等に現景観の保護につとめるものとする。
- ウ. 指宿地区においては開聞岳中腹より上部を特別保護地区に計画するほか、長崎鼻方面よりの展望が主体となるので山麓東南部についても可及的な保護をはかるものとする。
- エ. 佐多地区については特に佐多岬附近のソテツ、ビロウ等の亜熱帶性植物の保護に重点を置くものとする。

<p>(2) 利用に関する方針</p> <p>ア. 奥錦江湾地区については、それぞれの観点場から錦江湾や桜島の風景を觀賞する事が主体となるため、磯、寺山、重富海岸等の園地の計画整備に重点をおく。</p> <p>イ. 桜島地区については、その景観特色である各溶岩流の探勝が主体となるため、基幹ルートとなる島の周辺道路の整備と昭和、大正溶岩流を大観する車道及びこれに附帯する園地、駐車場等の計画整備に重点をおくものとする。なお、山頂部については、噴火の危険性を踏まえ、南岳を中心とし半径2キロ以内に利用施設は設けない。また、利用拠点は鹿児島市街地となることから、集団施設地区は計画しない。</p> <p>ウ. 指宿地区については、指宿、長崎鼻、開聞岳、池田湖を結ぶ車道を基幹ルートとし、沿線利用施設の適正な配置を目指す。指宿においては集団施設地区を計画する。</p> <p>エ. 佐多地区については、佐多岬の園地及び車歩道等、雄川の滝における園地等の計画整備に重点をおくほか、他の施設は極力設けないものとする。</p>	<p>(3) 利用に関する方針</p> <p>ア. 桜島地区の利用については、その景観特色である各溶岩流の探勝が主体となるので、基幹ルートとなる島の周辺道路の整備と昭和、大正溶岩流を大観する車道及びこれに附帯する園地、駐車場等の計画整備に重点をおくものとする。なお、山頂部については、噴火の危険性を考慮して南岳を中心とし半径2キロ以内については、今後とも利用施設は設けない。</p> <p>また、利用基地は立地条件よりして当然鹿児島市となるから集団施設地区は計画しない。</p> <p>イ. 指宿地区については、指宿、長崎鼻、開聞岳、池田湖を結ぶ車道を基幹ルートとし沿線利用施設の適正な配置を目途とする。このうち指宿については集団施設地区とし、国民休暇村を計画する。</p> <p>ウ. 佐多地区については、佐多岬に至る車歩道の計画整備に重点をおき、また岬部に集団施設地区を計画するほか、他の施設は極力設けないものとする。</p>
---	---

3 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画及び関連事項

保護規制計画等の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表5：特別地域変更表)

都道府県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
鹿児島県	【指宿地区】 指宿市内 国有林南薩森林計画区 1 林班及び2林班の 全部並びに 85 林班の一部 指宿市 大字池田、大字岩本、大字十町、大字十二 町、大字西方、大字東方、山川大字小川、山 川大字大山、山川大字岡兒ヶ水、山川大字利 永、山川大字成川、山川大字浜兒ヶ水、山川 大字福元、開聞大字上野、開聞大字川尻、開 聞大字十町及び開聞大字仙田の各一部	4,923	【指宿地区】 指宿市内 国有林南薩森林計画区 1 林班及び2林班の 全部並びに 85 林班の一部 指宿市 大字池田、大字岩本、大字十町、大字十二 町、大字西方、大字東方、山川大字小川、山 川大字大山、山川大字岡兒ヶ水、山川大字利 永、山川大字成川、山川大字浜兒ヶ水、山川 大字福元、開聞大字上野、開聞大字川尻、開 聞大字十町及び開聞大字仙田の各一部	5,112

	【佐多地区】 肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区 81 林班の全部並びに 82 林班、83 林班、3131 林班及び 3132 林班の 各一部 肝属郡南大隅町 <u>根占川北</u> 、 <u>根占川南</u> 、 <u>根占辺田</u> 、 <u>根占山本</u> 、 <u>佐多伊座敷</u> 及び <u>佐多馬籠</u> の各一部	2, 941	【佐多地区】 肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区 81 林班の全部並びに 82 林班、83 林班、3131 林班及び 3132 林 班の各一部 肝属郡南大隅町 根占川南、根占辺田、根占山本、 <u>佐多伊座</u> 敷及び <u>佐多馬籠</u> の各一部	2, 935
			変更部分面積合計	7, 864
			変更前特別地域面積	15, 425
			変更後特別地域面積	15, 242

(ア) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表6：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	特別地域の拡張	雄川の滝	肝属郡南大隅町 根占川北及び根占川南の各一部	阿多カルデラと密接な関連を有する地域の風致景観上の保全を図るため、阿多カルデラと関わりの深い阿多火碎流によって形成された溶結凝灰岩台地が抉られて形成された「雄川の滝」及びその下流の渓谷等を公園区域に編入するとともに、一部を第2種特別地域に指定し良好な風致の維持を図るものである。	6 $\left(\begin{array}{l} \text{国 } 0 \\ \text{公 } 0 \\ \text{私 } 6 \end{array} \right)$
2	削除	特別地域の縮小	指宿東部	指宿市内 国有林南薩森林計画区 85 林班の一部 指宿市 大字十二町の一部	市街化が進み、特別地域としての風致の保全を図る必要性が乏しくなったため、第2種特別地域から削除する。	△76 $\left(\begin{array}{l} \text{国 } 4 \\ \text{公 } 1 \\ \text{私 } 71 \end{array} \right)$
3	削除	第3種特別地域への振替	開聞山麓	指宿市 大字開聞川尻の一部	果樹園等が整備され、公園の資質に変化が見られるものの、隣接する公園区域と一体となつた景観を呈し	△48 $\left(\begin{array}{l} \text{国 } 0 \\ \text{公 } 0 \\ \text{私 } 48 \end{array} \right)$

			ている。このため、第3種特別地域に振り替え、風致の維持を図るものである。
変更部分面積計			△118
変更前第2種特別地域面積			8,688
変更後第2種特別地域面積			8,570

(イ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表7：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張 の振替	第2種特別地域から 開聞岳	指宿市 大字開聞川尻の一部	果樹園等が整備され、公園の資質に変化が見られるものの、隣接する公園区域と一体となった景観を呈している。このため、第3種特別地域に振り替え、風致の維持を図るものである。	48	$\left[\begin{array}{l} \text{国 } 0 \\ \text{公 } 0 \\ \text{私 } 48 \end{array} \right]$
2	削除	特別地域の縮小	開聞岳	指宿市 大字開聞川尻、大字開聞十町及び大字開聞仙田の各一部	ゴルフ場等が整備され、特別地域としての資質を失っているため、普通地域とする。	$\Delta 113$
				変更部分面積計		$\Delta 65$
				変更前第3種特別地域面積		3,351
				変更後第3種特別地域面積		3,286

イ 関連事項

(ア) 普通地域

普通地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表8：普通地域変更表)

都道府県名	区域	変更後		変更前	
		面積 (ha)	区域	面積 (ha)	区域
鹿児島県	【指宿地区】 指宿市 大字西方、大字開聞川尻、大字開聞十町及び大字開聞仙田の各一部	149	【指宿地区】 指宿市 大字西方の一部	36	
【佐多地区】 肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区3132林班の一部 肝属郡南大隅町 根占川北、根占川南、根占山本、根占辺田、佐多伊座敷及び佐多馬籠の各一部	518	【佐多地区】 肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区3132林班の一部 肝属郡南大隅町 根占山本、根占辺田、佐多伊座敷及び佐多馬籠の各一部	429		
			変更部分面積合計	202	
			変更前普通地域面積	775	
			変更後普通地域面積	977	

ウ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表9：地域地区別面積総括表)

(単位：面積 ha、比率 %)

地域区分		特別地域									普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			普通地域 (海域)	海域公園地区	合計 (海域)	合計 (陸域及び海 域)		
地種区分		特別保護地区			第1種特別地域		第2種特別地域			第3種特別地域												
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私						
合 計	土地所有別 面積	815	228	1,546	55	366	376	502	2,078	5,990	374	399	2,513	2	36	939	1,748	3,107	11,364			
	地種区別 面積(比 率)	2,589 (16.0)			797 (4.9)			8,570 (52.8)			3,286 (20.3)						9か所 487.7	37,367	37,855	54,074		
	地種区別 面積(比 率)				12,653 (78.0)									977 (6.0)								
	地域別面積 (比率)	15,242 (94.0)									16,219 (100.0)											

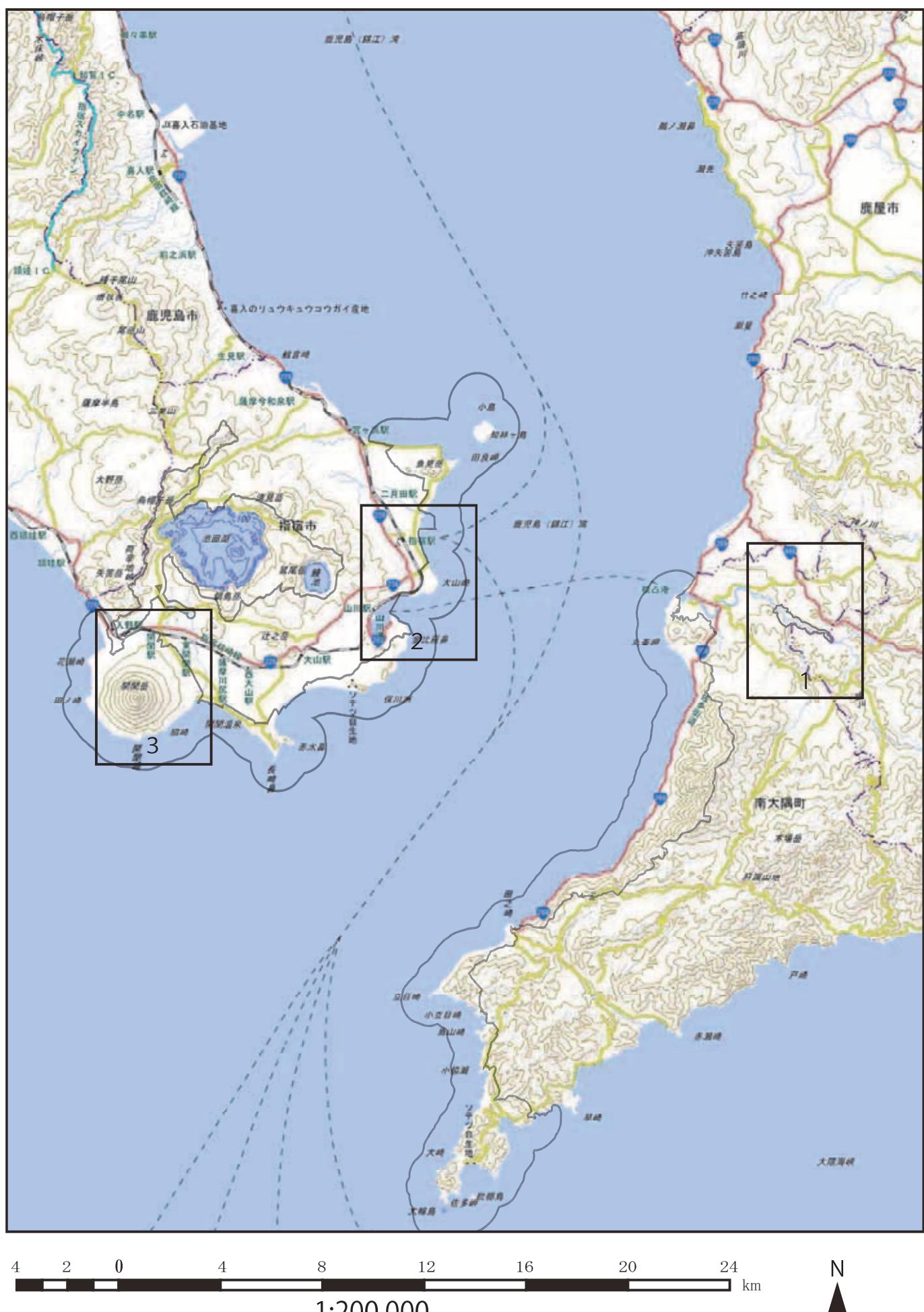
(表 10 : 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位 : ha)

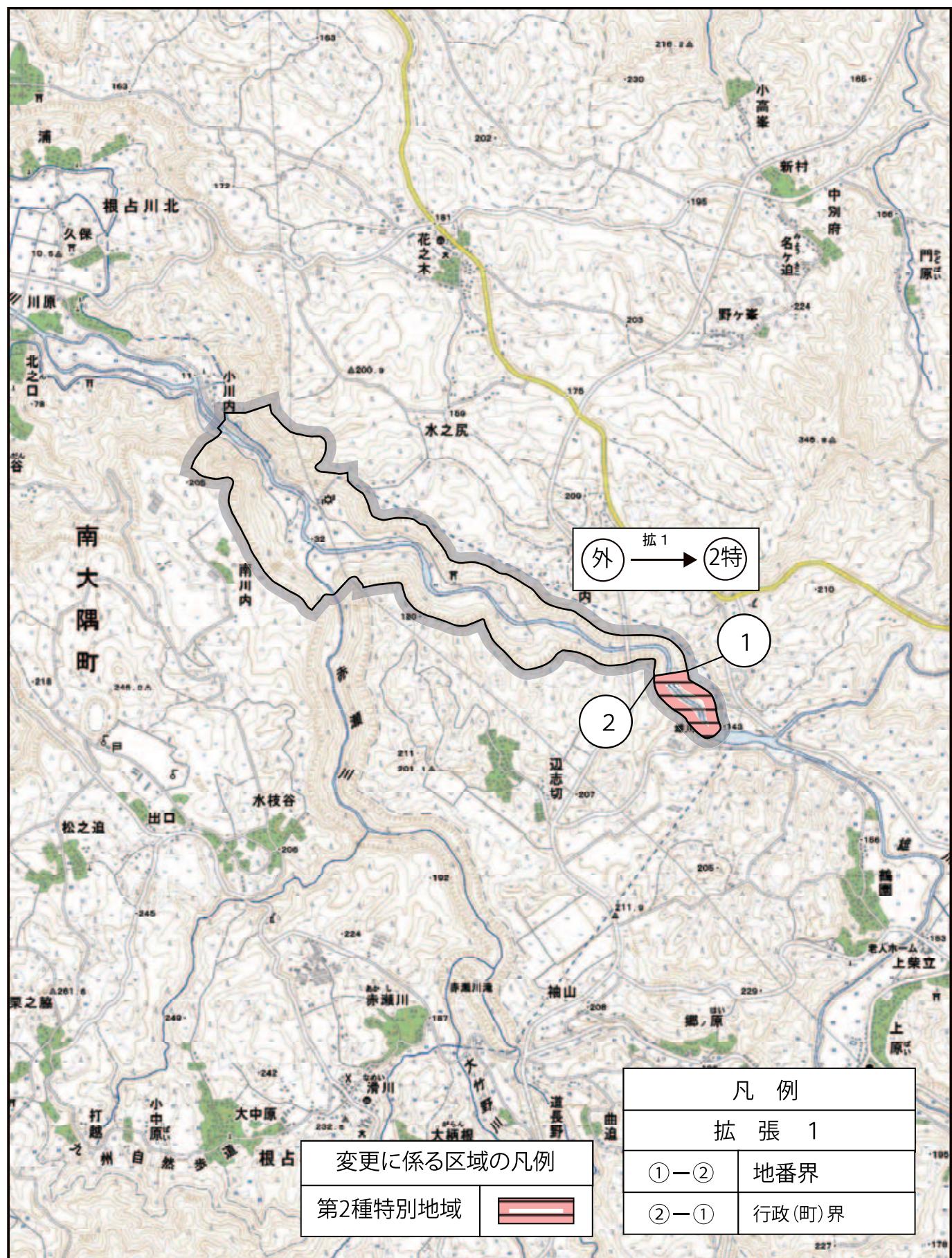
地域地区 市町名	現 行										変 更 後										増 減			
	特別地域					普通地 域(陸 域)	合計 (陸 域)(A)	普通地 域(海 域)	海域公 園地区	合計 (海 域)(A')	特別地域					普通地 域(陸 域)	合計 (陸 域)(B)	普通地 域(海 域)	海域公 園地区	合計 (海 域)(B')	陸域 (B-A)	海域 (B'- A')		
	特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計						特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計									
鹿児島県	鹿児島市		2,158	749	1,842	2,238	6,987	295	7,282	-	-	-	2,158	749	1,842	2,238	6,987	295	7,282	-	-	-	0	-
	指宿市		219	48	3,888	957	5,112	36	5,148	-	-	-	219	48	3,764	892	4,923	149	5,072	-	-	-	△76	-
	垂水市		-	-	70	-	70	-	70	-	-	-	-	70	-	70	-	70	-	-	-	0	-	
	霧島市		-	-	89	-	89	-	89	-	-	-	-	89	-	89	-	89	-	-	-	0	-	
	姶良市		-	-	232	-	232	15	247	-	-	-	-	232	-	232	15	247	-	-	-	0	-	
肝属郡	南大隅町		212	-	2,567	156	2,935	429	3,364	-	-	-	212	-	2,573	156	2,941	518	3,459	-	-	-	95	-
合計			2,589	797	8,688	3,351	15,425	775	16,200	37,367	487.7	37,855	2,589	797	8,570	3,286	15,242	977	16,219	37,367	487.7	37,855	19	0

※海域は国の所有に属する公有水面であり、県別に面積を表示することはできないため、霧島錦江湾国立公園全体の数値を示している。

霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域)保護規制計画変更位置図



霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域)保護規制計画変更図 1



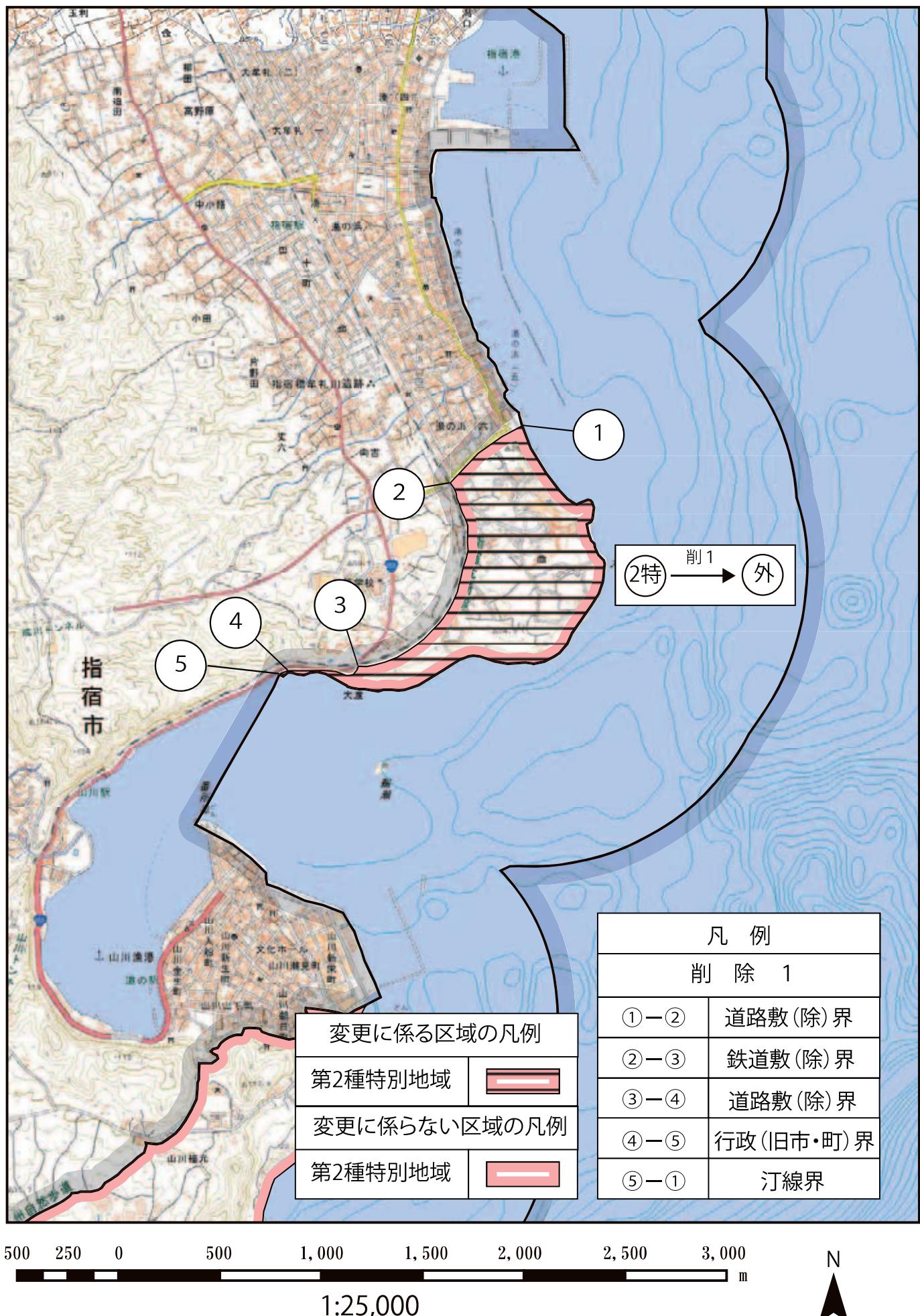
500 250 0 500 1,000 1,500 2,000 2,500 3,000

1:25,000

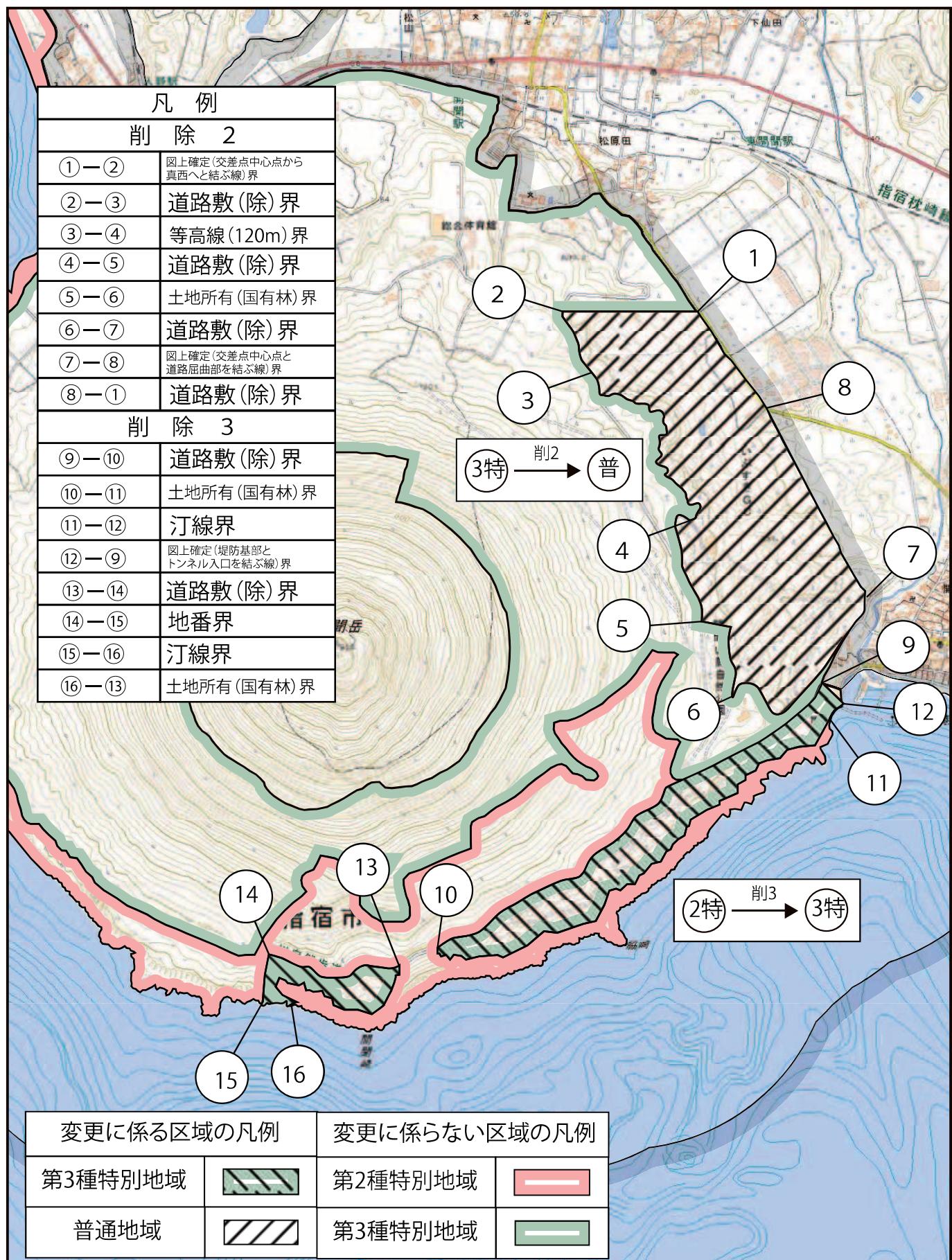
— 37 —

N

霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域)保護規制計画変更図 2



霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域)保護規制計画変更図3



500 250 0 500 1,000 1,500 2,000 2,500 3,000

N

1:25,000

4 事業計画の変更内容

(1) 施設設計画

ア 利用施設設計画

利用施設設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表11：単独施設追加表)

番号	種類	位置	整備方針
3 2	園地	鹿児島県肝属郡南大隅町（雄川の滝）	雄川の滝探勝のための展望施設として整備する。

(表12：単独施設削除表)

番号	種類	位置	告示年月日	理由
2	宿舎	鹿児島県指宿市（大山崎）	昭62.8.28 告示	国立公園区域が削除されることから削除する。
1 7	園地	鹿児島県指宿市（開聞崎）	昭62.8.28 告示	開聞山麓園地と一体的に利用される地区にあり、開聞崎単独で園地事業として把握する必要がなくなったことから削除する。

(イ) 道路

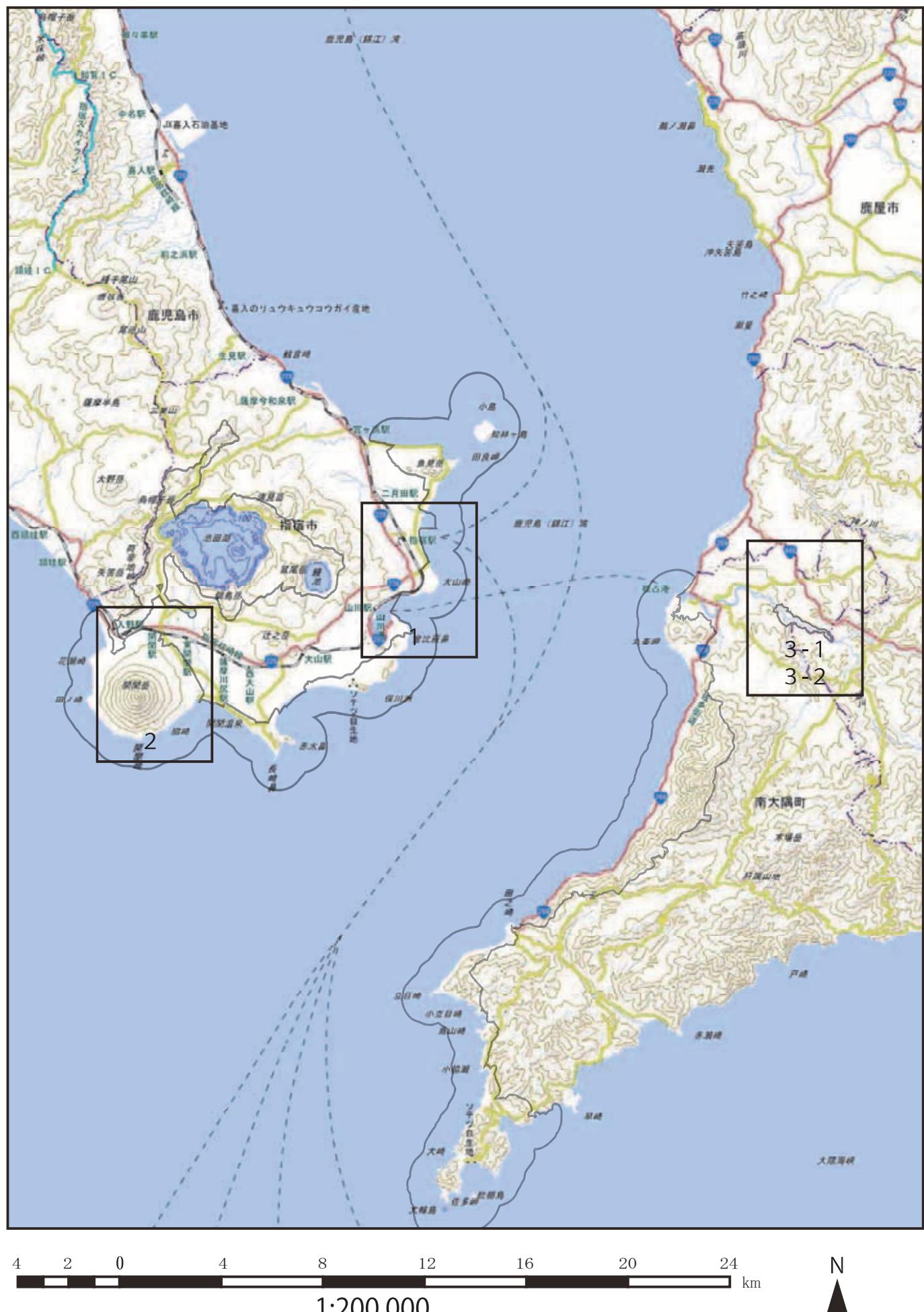
a 歩道

次の歩道を追加する。

(表13：道路（歩道）表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
22	雄川の滝線	起点－鹿児島県肝属郡南大隅町（車道終点） 終点－鹿児島県肝属郡南大隅町（雄川の滝）	雄川の滝	雄川の滝探勝のための歩道として整備する。	新規

霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域) 利用施設計画変更位置図



4

2

0

4

8

12

16

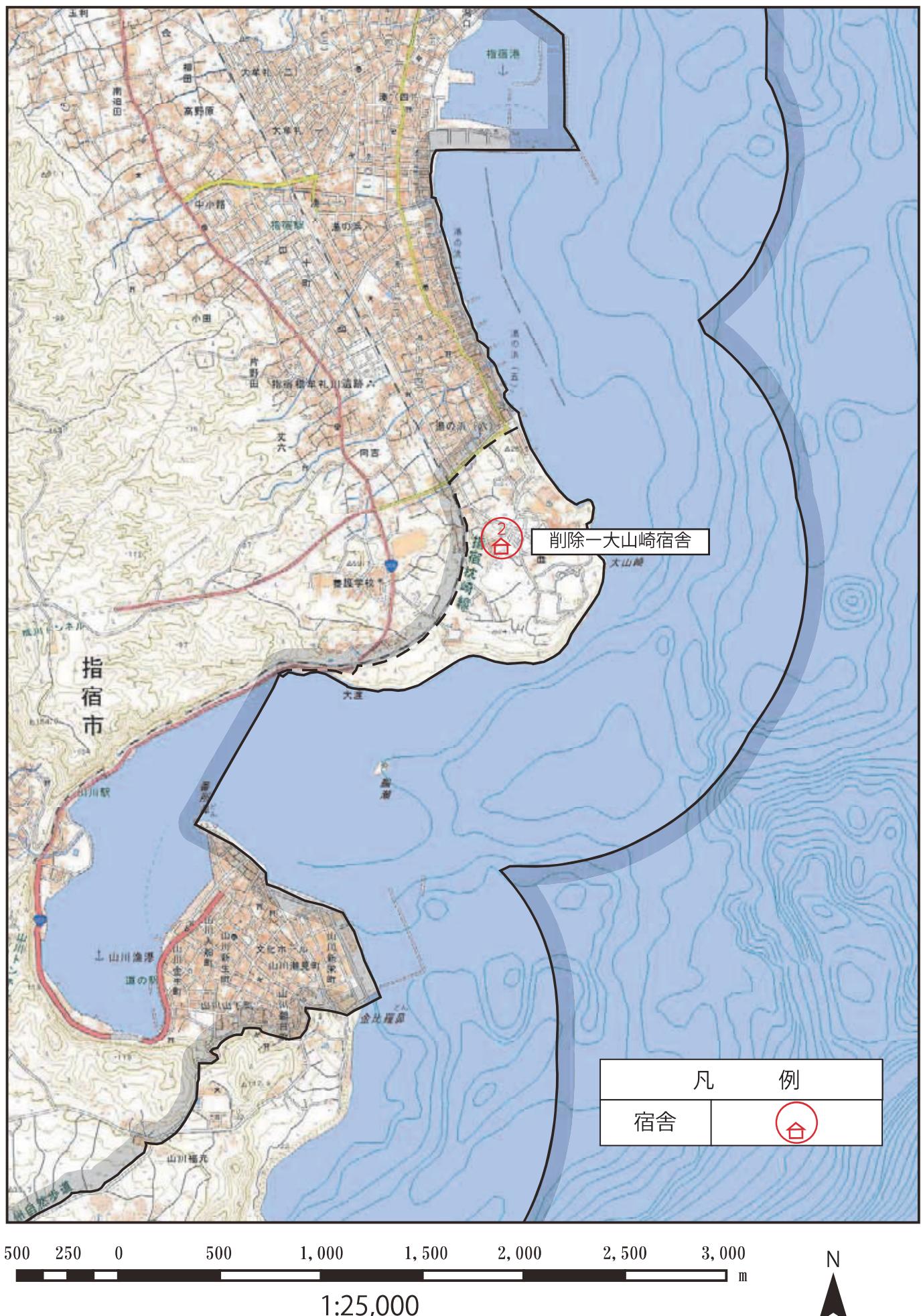
20

24

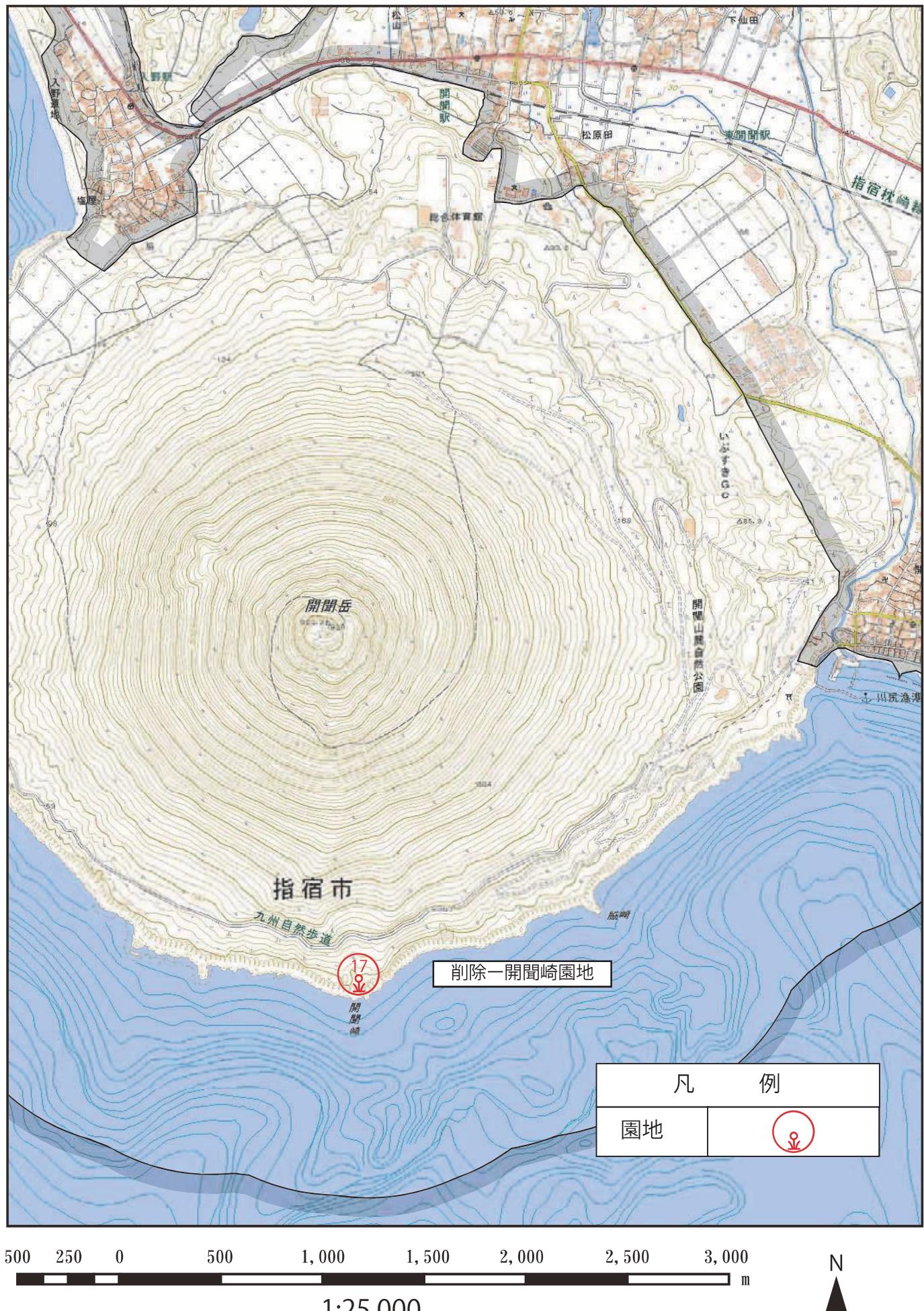
N

1:200,000

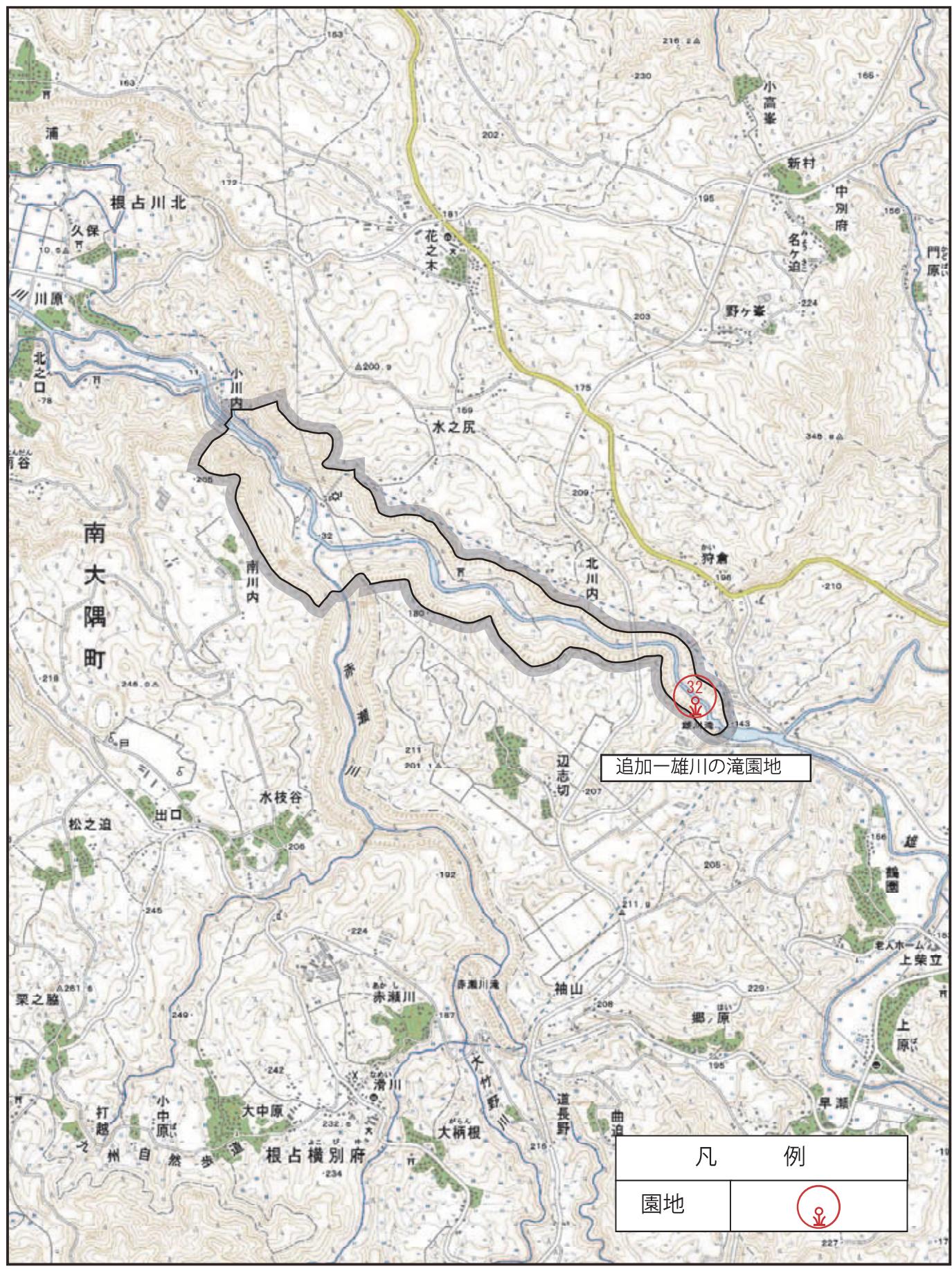
霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域)利用施設設計画変更図 1



霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域)利用施設計画変更図 2



霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域)利用施設設計画変更図 3-1



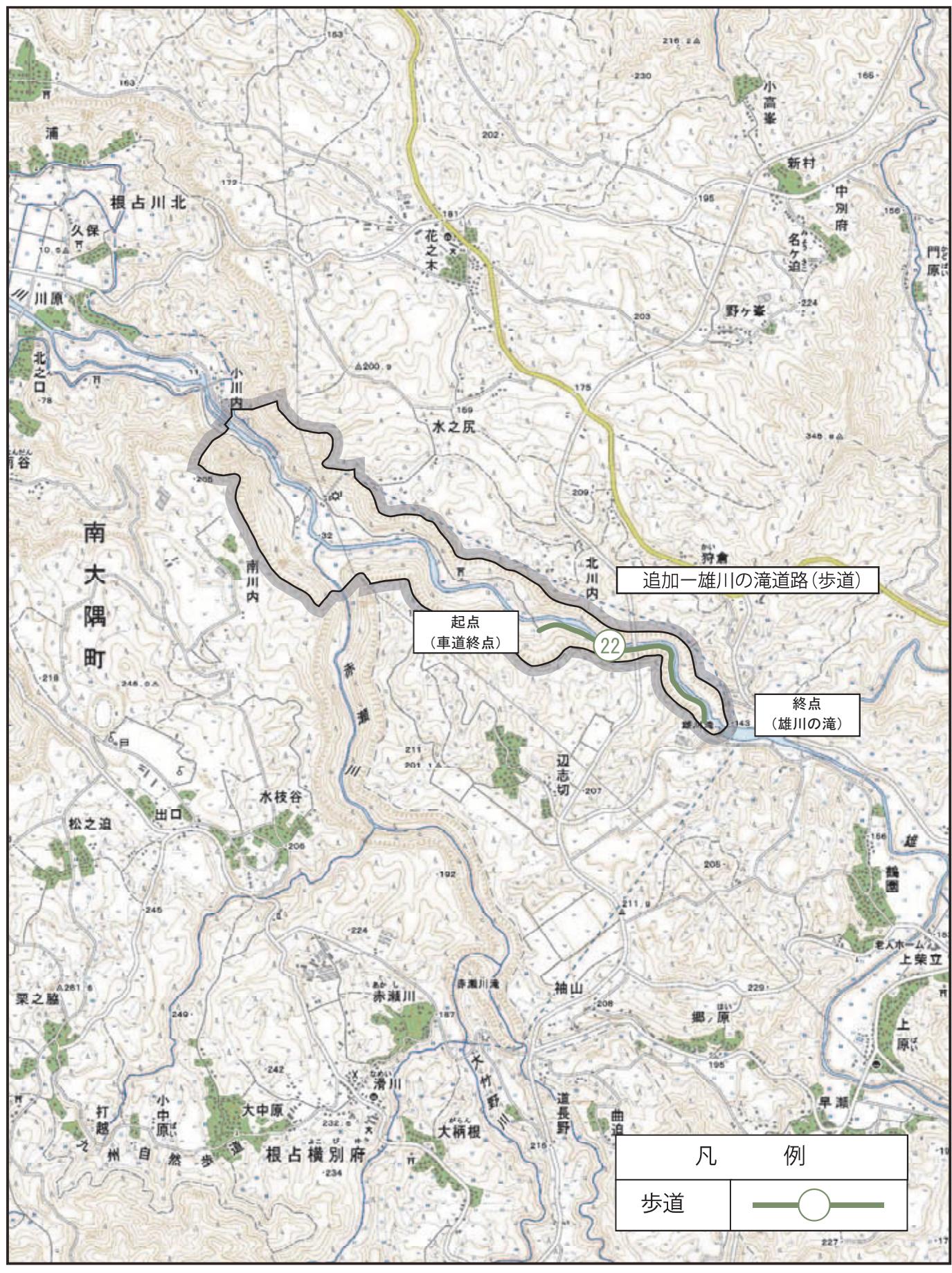
500 250 0 500 1,000 1,500 2,000 2,500 3,000
m

1:25,000

- 45 -

N

霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域)利用施設計画変更図 3-2



500 250 0 500 1,000 1,500 2,000 2,500 3,000

N

1:25,000

- 46 -

5 参考事項の変更内容
参考事項を次のとおり変更する。

(表 14 : 参考事項変更表)

	変更後	変更前
(2) 過去の経緯	(2) 過去の経緯	<p>昭和 9 年 3 月 16 日 公園区域の指定 (霧島国立公園)</p> <p>昭和 39 年 3 月 16 日 錦江湾及び屋久島地域の公園区域の拡張に伴い名称を霧島屋久国立公園に改称</p> <p>昭和 62 年 8 月 28 日 錦江湾地域の公園区域及び公園計画の全般的な見直し (再検討)</p>

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 20 万分1地勢図、5万分1地形図、
2万5千分1地形図、電子地形図 25000 及び電子地形図 20 万を複製したものである。
(承認番号 平 30 情複、第 114 号)

リサイクル適性 A

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。